

## 生活福祉委員会記録

### ○開催日時

令和4年9月8日 午前10時～午後2時35分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	阿久根 憲 造	委員	中 島 由美子
副委員長	犬 井 美 香	委員	下 園 政 喜
委員	瀬 尾 和 敬	委員	帯 田 裕 達
委員	井 上 勝 博	委員	委 員 落 口 久 光
委員	川 添 公 貴		

---

### ○その他の議員

議 員	石野田 浩	議 員	成 川 幸太郎
議 員	宮 里 兼 実	議 員	議 員 屋 久 弘 文
議 員	森 永 靖 子		

---

### ○説明のための出席者

市民安全部長	上 戸 理 志	保 險 年 金 課	山 元 茂
次長（危機管理担当）	遠 矢 一 星	医 療 対 策 監	古 里 洋一郎
市 民 課 長	東 田 幸 一	市 民 健 康 課 長	黒 木 諭
防 災 安 全 課 長	堂 元 光 信	専 門 職	久 保 淳 一
原子力安全室長	宮 田 高 敬		
環 境 課 長	奥 平 幸 雄	消 防 局 長	佐 多 孝 一
課 長 代 理	原 暢 幸	消 防 総 務 課 長	松 下 直 生
主幹兼生活環境グループ長	村 岡 実	警 防 課 長	濱 田 浩
税 務 課 長	山 口 隆 雄	予 防 課 長	森 山 勝 男
収 納 課 長	国 分 修	通 信 指 令 課 長	元 島 猛

---

市民福祉部長	小柳津 賢 一	水 道 局 長	今 井 功 司
障害・社会福祉課長	紙 屋 一 朗	経 営 管 理 課 長	橋 口 公 男
高齢・介護福祉課長	中 俣 賢一郎	経 理 担 当 課 長	横 山 満
保 護 課 長	新 川 皇 祐	上 水 道 課 長	今 村 淳 一
子 育 て 支 援 課 長	福 森 ひとみ	下 水 道 室 長	松 野 信 作

---

### ○事務局職員

議 会 事 務 局 長	道 場 益 男	課 長 代 理	前 門 宏 之
議 事 調 査 課 長	川 畑 央	議 事 グ ル ー プ 員	山 口 仁 美

---

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第73号 財産の取得について 議案第74号 財産の取得について 議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第75号 財産の無償貸付について 議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第85号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第86号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 議案第87号 令和4年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課 防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 室
議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課
議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第83号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第84号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 ( 障 害 ・ 社 会 福 祉 課 )
議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
(所管事務調査)	子 育 て 支 援 課 保 険 年 金 課 ( 税 務 課 ) ( 収 納 課 )
議案第72号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	税 務 課 収 納 課 ( 保 険 年 金 課 )

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合には、委員長において、随時、許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第73号—議案第74号

○委員長（帯田裕達）まず、議案第73号財産の取得について及び議案第74号財産の取得についての議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、いずれも消防ポンプ自動車更新のため、それぞれ消防ポンプ自動車を取得しようとするものであります。一括して説明を求め、質疑を行った後、討論、採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）議会資料の2ページをお開きください。

議案第73号は、現在、中央消防署に配備してあります、消防ポンプ自動車の更新整備のため、財産を取得するものでございます。

財産の名称は、消防ポンプ自動車CD-1型で、数量は1台、取得価格及び取得の相手方につきましては記載のとおりでございます。

(5) 財産概要を御覧ください。

車種は、2WD、キャブオーバー型ダブルシート、排気量は4,009cc、乗車定員は5名となっております。

納期につきましては、令和5年3月上旬を予定しております。

なお、写真は取得の相手方が代理店契約を行っている艀装メーカーの製作車両となります。

続きまして、議会資料の3ページをお開きください。

議案第74号は、現在、高江分団高江部と上手分団1部に配備してあります消防ポンプ自動車の更新整備のため、財産を取得するものでございます。

財産の名称は、消防ポンプ自動車CD-I型で、数量は2台、取得価格及び取得の相手方につきましては記載のとおりでございます。

(5) 財産概要を御覧ください。

車種及び排気量は議案第73号と同じで、乗車定員は6名となっております。

納期につきましては、令和5年3月中旬を予定しております。

なお、写真は令和3年度に購入した消防ポンプ自動車となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑をお願いします。

○委員（福田俊一郎）少し教えてください。まず、消防署用の消防ポンプ自動車についてでありますけれども、数量1台で5,600万円余りということです。また、装備、資機材についても、議案第73号と議案第74号は異なっているわけですが、消防団への消防ポンプ自動車については2台で4,900万円、この辺の違いというのはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。この写真で見る限り違いはよく分かるんですが、ただ、金額的にいきますと、1台と2台というような金額を比較すると、相当、金額に差があるものですから、その辺についてお示しをいただければありがたいです。

○消防総務課長（松下直生）それでは、消防団車両と中央消防署の車両の価格の違いについて御説明申し上げます。

価格の違いにつきましては、中央消防署の車の車種自体で376万円ほど常備消防が高くなっております。これにつきましては、AVM用架台装置取付とか、あるいは車両のシャックル及びフレーム等の補強等で高くなっております。

次に、艀装取付品、積載品の違いで約2,030万円ほど高くなっております。

内容につきましては、今回、中央消防署の車両

につきましては、排風型にしております。あと、シャッターの面が消防団所有よりも多くなっております。加えまして、電動ホースカー、空気呼吸器及び予備ポンペ、そういった装備品の違いで価格の違いとなっております。

○委員（福田俊一郎）消防署用の消防ポンプ自動車については、やはりプロ用のそういった十分な整備がなされていることが取得価格に反映されているというお話でしたけれども、基本的に消防団が使用するこのポンプ自動車については、ある程度、基準というものがあるんでしょうか。いわゆる最低限これだけのものはつけての取得ということで、今回、更新する分のこの消防ポンプ自動車については、こういった整備になりますけれども、また、ほかの消防団が更新する消防ポンプ自動車についてもやはり同じような装備で購入していくというようなことで、そういう基準みたいなものがあるんでしょうか。そこのところをお示しいただければと思います。

○消防総務課長（松下直生）車両の更新整備につきましては、これまで同様の資機材等を仕様書で記載しております。前回と違う点につきましては、車両の後部のシャッター化とポンプ操作部の液晶モニターということで違いがありますが、ほかの分団同様の資機材で仕様書を作成しております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論は一括して行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決に入ります。

採決は、議案第73号及び議案第74号の議案2件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次は、議案第80号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）薩摩川内市各会計予算書・予算に関する説明書（第5回補正）の50ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費は、補正額578万円の増額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。

常備消防一般管理費の事項で、当初予算は職員数156名で計上しておりましたが、依願退職等で154名となり、また再任用職員を2名で計上しておりましたが、4名増の6名になり、これに伴い給料の増額、職員手当等の減額、共済費の増額となったものです。

委託料につきましては、本年、県内消防本部では初のマスコットキャラクターが誕生しました。火災予防広報などを中心に消防の魅力を知っていただき、更に消防を身近に感じてもらうために、令和5年の消防出初式での披露を目指し、着ぐるみの製作業務の委託料を計上したものです。

次に、3日常備消防施設費では547万5,000円の増額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。

常備消防施設費の事項で、委託料につきましては合併特例事業債を活用させていただき、女性職員が勤務する上で必要となるトイレ、仮眠室等の施設整備を東部消防署で行いたく、工事設計業務と地質調査業務の委託料を計上したものです。

次に、工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に洋式化が済んでいない消防署のトイレについて洋式化の改修工事を計上したものです。

洋式化改修工事につきましては、上甌分駐所1か所、南部分署2か所、東部消防署1か所、西部消防署1か所の5か所を計上したものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）火災予防の広報事業について

てなんですけど、ユリハナ君を募集して作るということになったようですけれども、多分、今まで広報活動というのは力を入れていっちゃったと思うんですが、この着ぐるみを作ろうと思わなければいけなかった何か理由とかがありますでしょうか。

**○予防課長（森山勝男）**今年度、着ぐるみのユリハナ君というのを川内商工の高校生から募集しまして決定しました。消防局には今までマスコットキャラクターというのがなくて、今回、予防課の中で協議して発案して決めたわけですけれども、これを効果的に火災予防につなげていくための方法として、防火の呼びかけとか大型店舗とかで火災予防を訴えるときとかに、やはり子どもさんたちとかに目線を向けて、大人の方たちにも同時に訴えていく、やっぱり効果を得るためには、西郷どんのつんの着ぐるみを参考にして消防もそういうのを金額はちょっとかかるんですけれども、作って行って、火災予防のPR、消防への関心度というのを上げていくために必要なということで考え、今回、作製することになりました。

**○委員（犬井美香）**高校生にそういうデザインとかの募集を呼びかけてというところだけでも消防とか防災に関することに興味を持つという意味ではすごく効果的かなというふうに私も思ったんですけれども、段々こういうマスコットキャラクター的なものというのは、やはり予算もかかったり、維持管理費も含めなんですけど、少しずつフェードアウトしていくような雰囲気の中で今のタイミングだったので、先ほど言われたように薩摩川内市にはつんがいますので、別につんが消防局に出かけてそういう活動をしちゃいけないということもないのかなというふうにちょっと私も考えました。改めてまた作る必要性というのが本当にどうなのかなというふうに考えたんですけれども、せっかく川内商工の高校生もデザインもきちんと考えてくれて、ユリハナ君というキャラクター、名も決まったところなので、それを否定することはもうしないほうがいいとは思っているのですが、ぜひ、本当に無駄にならないように、別に消防局はこのユリハナ君じゃなきゃいけないということもないと思いますので、皆さんの消防服を着た姿だけでも私は十分に呼びかけという方法に生かされているのかなというふうにもちょっと考えたりし

ますので、ぜひ、そのあたりも本当に無駄のないようにやっていただければと思います。

**○委員（福田俊一郎）**1目と3目とを併せてお尋ねしたいんですけれども、先ほど職員の早期退職、二人されたというようなことでありました。募集は2名でされたところ、4名を採用されたという話でしたけれども、その辺の消防体制について、今回、計画していた職員よりも2名多く増員されたということについてが1点。

それと、先ほど東部消防署については、女性の衛生環境を整備するというようなお話があったところでしたけれども、これからも女性登用、女性の採用ということがどんどん出てくるかと思われま。したがって、東部以外の西部とか、ほかのそういった消防施設についての女性のそういう衛生環境の整備というのは、計画として作成して、そういう方針のほうはどういうふうになっているのかをお示しいただければありがたいと思います。

**○消防総務課長（松下直生）**職員の2名減につきましては、当初予算を策定した後、依願退職が1名ございました。もう1名は、採用予定者が採用不承諾ということで採用できませんでした。それで2名減となっております。

あと、再任用につきましては、本庁の総務課のほうから再任用の割り当てを頂きまして4名の増となったところでございます。

あと、今回、東部消防署を整備したが、次の整備はどう考えているかという内容でしたけれども、次は予算の関係もありますが、可能であれば西部消防署の整備を行いたいと考えております。

**○委員（井上勝博）**今、分からなければ後でもいいんですけれども、消防局員の中の女性の比率というのは、全国的なデータ、全県的なデータというのはあるものなんですか。そういうのを比較して女性登用をもっと進めていこうということはあるんでしょうか。

**○消防総務課長（松下直生）**女性の採用比率につきましては、3月議会でも答弁いたしましたけれども、当局の目標値につきましては、3.2%であります。現在は、その目標数値を超えておりますので問題はないかと思えます。

それと、女性の目標採用人数ということの質問だと思うんですが、消防局の採用に際しましては性別で採用はしておりません。これからも女性の

比率が目標値を下回ることがないように、多くの女性に受験していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（井上勝博）全国的なデータとか全県的なデータというものがある、例えば、それを推進していくというか、女性の誘致を推進するとか、そういうことはあるんですか。そういう全国データ、全県データとかはあるんですか。

○消防総務課長（松下直生）全国の数値は、約3%です。総務省消防庁のほうは令和8年度までの目標値を5%といたしております。

○委員（井上勝博）女性登用が進んでいる自治体というので有名なところがあれば一応知っておきたいんですけども、どうなんでしょう。

○消防総務課長（松下直生）女性が人数的に多いのは、東京消防庁とか政令指定都市が多く採用されております。人数については、申し訳ございません。本日、手持ち資料を持っておりません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○通信指令課長（元島 猛）それでは、私のほうから所管事務につきまして御説明いたしますので、委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、1の令和プロテクト・トーク「消防関係機関と市長の対話」についてになります。

6月14日、火曜日に消防局多目的ホールにおきまして、消防防災を担う4機関で防災体制や消防団員確保についてなどの情報共有を図ったところです。

なお、消防団からの提言としまして、今月から11月までの3か月間を消防団員確保強化期間プロテクト・キャンペーンとして、4機関が連携し団員確保に取り組むこととなりました。

続きまして、下段の2、止水板の寄贈についてになります。

古河電気工業株式会社より、本年6月に製品化

されました止水板20組を浸水被害対策の一助になればとのことから消防局に御寄贈いただきましたので、8月9日、火曜日、市長応接室におきまして寄贈式を執り行いました。

この止水板は、本市と当社が令和2年1月に産業振興に関する連携協定を締結していることから消防局に止水板の製品化に向けた実証実験の依頼があり、昨年10月に河川や建築物への浸水被害検証を行い、製品化されたものになります。

続きまして、3ページをお開きください。

3、消防操法大会の結果についてになります。

(1)の第10回薩摩川内市消防操法大会は、7月17日、日曜日に川内川河川敷で、ポンプ車の部6チーム、小型ポンプの部9チームが参加し開催されました。

大会結果の欄に記載のとおり、それぞれ上位3チームが薩摩支部消防操法大会に出場いたしました。

次に、(2)の第49回鹿児島県消防協会薩摩支部消防操法大会は、7月31日、日曜日に同じく川内川河川敷で、ポンプ車の部7チーム、小型ポンプの部5チームが参加し開催されました。

大会結果は記載のとおりですが、ポンプ車の部で川内中央北分団が優勝し、鹿児島県消防操法大会に出場いたしました。

次に、(3)の第35回鹿児島県消防操法大会は、先月の8月26日、金曜日に日置市にありまず鹿児島県消防学校で開催されました。

今年度は、全国大会がポンプ車の部のみ実施されることから県大会もポンプ車の部のみの開催となったところです。出場チームは、県内11支部中9支部の9チームが参加いたしました。

薩摩支部代表で出場しました川内中央北分団の結果につきましては、健闘いたしましたが、9チーム中7位となったところです。

次に、4ページをお開きください。

4の第50回九州地区消防救助技術指導会についてになります。

7月22日、金曜日に長崎県におきまして、九州地区の44消防本部、延べ286名が参加し開催されました。

当消防局からは、障害突破1チーム5名が出場し、14チーム中4位入賞の成績を収めました。この種目は、上位3チームが全国大会出場となっ

ていることから、健闘いたしました。あと一歩のところまで全国大会出場を逃しました。また来年度、全国大会を目指して頑張っていきたいと思っております。

次に、下段の5、おもちゃ花火教室についてになります。

7月11日から8月29日の間で市内18の幼年消防クラブに出向き、おもちゃ花火教室を実施しました。

この教室は、当消防局において初めての開催であり、消防職員による寸劇や公益社団法人日本煙火協会の協力により頂いた花火を使って花火の危険性や正しい遊び方などを学ぶことにより、火災予防思想の高揚を図ることを目的として実施しました。なお、参加者は全体で532名となりました。

次に、5ページをお開きください。

6の自主防災訓練についてになります。

7月3日と8月8日にそれぞれ2自治会が自主防災訓練を実施されました。訓練内容は記載のとおりですが、防災講話では自分たちの地域は自分たちで守るといった自助、共助の取組について説明し、訓練の重要性を認識していただきました。

次に、下段の7、防災研修センター特別企画「初期消火選手権」についてになります。

7月21日から8月31日の夏休み期間中に開催し、小・中学生合わせて538名、うち市内463名の参加がありました。

競技内容は、訓練用の水消火器を使用し、標的を倒すまでのタイムを競うもので、上位3名に入った小学生——小学生は低学年の部と高学年の部に分けてあります、それと中学生にはそれぞれ商品をお送りすることとなっております。

次の6ページ、7ページにつきましては、後ほどお目通しいただきまして、最後になります、8ページをお開きください。

11の火災・救急の発生状況について説明いたします。

(1)の火災・救急の発生状況の表になりますが、8月末現在、火災は26件発生し、前年と比較しますと6件増えております。損害額は3,118万8,000円で、2,506万円の減少となっております。救急の件数につきましては3,116件で437件増加しております。

次に、右側にあります小さな表は、火災による死傷者数の表になります。誠に残念ですが、今年死者が2名、負傷者が2名発生しております。

続きまして、(2)の地域別火災発生状況は、表の最下段、前年比較ですが昨年の同時期と比べますと川内地域の件数が7件増加しております。ほかの地域はほぼ昨年同様の件数となっております。

続きまして、(3)の月別火災発生状況では、1月から4月にかけて、昨年よりも増加しておりましたが、5月以降は減少もしくはほぼ前年同様の件数となっております。

続きまして、(4)の地域別救急発生状況では、昨年に比べますと、入来、祁答院、鹿島地域で減少しておりますが、その他の地域では増加している状況です。

なお、記載はございませんが、救急の種別では、急病が最も多く全体の約57%、次いで転院搬送、一般負傷の順となっております。また、救急搬送された方のうち高齢者の割合は約70%で、次いで成人、少年の順となっております。

続きまして、(5)の月別救急発生状況では、3段目の前年比較に記載のとおり、全ての月におきまして増加していることから、8月末現在で437件の増となっている状況です。

なお、表の一番下の行に記載してあります、ドクターヘリ要請につきましては、8月末までに51件要請し、これも記載はありませんが、昨年と比較しますと10件減少となっております。また、括弧内の数値は、要請はしたものの救急隊の現場判断や天候不良などでキャンセルとなった件数になります。

最下段、(6)の表は、昨年1年間の火災、救急件数等です。参考までに御覧ください。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(下園政喜) 先ほどから消防局の職員も増員とか減ったとかという話がありますが、その中で聞くところによりますと、消防局で採用された職員が甕島の支所で一般職として働いているということをお聞きしましたが、これが事実であるのか。また、どの部署に配置されて、どのような仕事をされているのか、教えてください。

○消防総務課長（松下直生）消防局の職員につきましては、甌島振興局に1名、下甌支所に1名の消防局員を派遣しております、防災関係の事務処理をしております。

○委員（下園政喜）ということは、消防に関する仕事をしているというふうに理解していいわけですかね。また、よく言われる勤務した以上、甌島に1回か2回行かないといけないという職員の方々のあれもあるようですけど、これも1回としてカウントされるんですか、どうですか。

○消防総務課長（松下直生）現在、甌島の2名の職員につきましては2回目の赴任でございます。その1回、2回のカウントというのは、必ず2回行かないといけないという取り決めはしておりません。

○委員（下園政喜）最後になりますが、先ほどからコロナ禍の中で消防局員もコロナの感染者の情報が出ております。また、救急車の出動が昨年から相当400件から、昨年を上回っていると言いますけれども、そういうふうに職員が甌島の一般職の中に入っていくということで、勤務体制、救急車の出動等に影響を来しておりますか。コロナも含めて。

○委員長（帯田裕達）局長、答えてください。

○消防局長（佐多孝一）まず、コロナの関係でございますが、これまでホームページ上で公表しているとおりでございますが、今現在、職員、いわゆる本部も含めて局全体で調整を図り、対応するように、住民へのサービス低下につながらないように調整して対応しているところです。

それと、甌島の職員2人についてということでしたけれども、昨年の10月に甌島に振興局が立ち上がりまして、その中で防災体制の充実というのも含めまして、上と下に局の消防職員を配置しております。業務自体は防災体制の充実というのを含めて、その他の事務も含めて行っているところです。特に災害対応につきまして、消防局いわゆる分駐所の職員との連携、我々、本部との連携をスムーズにするという点も含めて、今、対応してもらっているところです。

以上です。

○委員（下園政喜）確認ですが、その勤務体制に影響は出ていないというふうに我々は受け取っていいんですか。

○消防局長（佐多孝一）今現在は、支障はないというふうに考えていただいて結構です。

○委員（落口久光）2件あります。まず、先ほどの火災、救急の発生状況のところでも説明がありましたけど、そんな中でも特に急病が多いというような表現だったんですが、具体的にはどういう急病だったのかなというのが、もし事前に啓蒙しておけば防げるようなものであればやるべきかなという気がしましたので、分かっていたらお示しいただきたいということと、もう1件は、さきの渋滞の件で救急活動に影響が出ていなかったかどうか、ちょっとこの場で教えていただきたいと思えます。

○警防課長（濱田 浩）1点目の急病の数が昨年と比較しまして288件増えております。この要請の内容につきましては、基本的に住民の方々から具合が悪いということで、腹痛であったり頭痛であったり、熱がある、息が苦しい、胸が痛い、頭が痛いといった、内容的には特段の変化はありません。その中でも、搬送者の軽症者の割合もちょっと確認しているんですが、これまで同様、軽症者の割合も30%で他の地域と比較しても低い推移で維持しておりますので、純粋に体調が悪くなった方が救急要請をされているのかなと考えております。

特に、今、コロナ禍ではあるんですけどコロナに関して自宅療養者が具合が悪くなったという数は、8月だけになるんですけども、20件程度はいらっしゃいますので、コロナに関わって人数が特に増えたというところは確認できない状況にあります。

○通信指令課長（元島 猛）2点目の交通渋滞の件につきまして回答いたします。

8月27日の交通渋滞に関連しました119番の通報または救急車の出場等はございませんでした。また、交通渋滞に伴う緊急車両の遅延も発生しておりません。

なお、参考までに、当日の朝、別の事案で出場した救急隊から渋滞の情報が入りましたので、併せて各所に連絡をして情報共有を図ったところです。

○委員（犬井美香）先ほどの令和プロテクト・トークの説明の中で、9月から11月が強化月間ということとはよく分かったんですけども、具体

的にはどのような取組をしていこうというふうなお考えか、お示してください。

**○警防課長（濱田 浩）** 今回のプロテクト・キャンペーンにつきましては、第1回のプロテクト・トークが6月14日に開催されました。その中で、所管事務の資料に基づいて先ほど説明させていただきましたが、消防団長のほうから地域防災の中核として、消防団は存続していかなければならないと切に願っている、消防団幹部が積極的にアクションを起こして団員確保に力を入れているという提案がありまして、今回のキャンペーンになっております。

内容につきましては、特に消防団活動で消防団の方が何をされているのか御存じない方も結構いらっしゃる部分もありますので、消防団の活動の内容のPRであったり、それに伴って団員募集等を広報紙、SNS等を活用した勧誘活動をやること、それから、今後、各地域の消防団員が作成されるチラシが今月中に出来上がるんですが、それをもっての勧誘活動、あるいは消防後援会、地域の方々と連携した勧誘活動、それと、この9月1日から11月末日までに開催されるイベントを活用して、そこに消防団の方、消防局で勧誘活動を行いたいと考えております。そのほか、消防団の車両によっても勧誘活動を実施していただく方向で考えているところでございます。

**○委員（犬井美香）** ありがとうございます。これまでずっとそういう取組というのは、多分この地域もされてきたこととは思いますが。更にチラシ等も作って、強化月間ということでPRすることなんですけれども、地域においては、声は聞いていらっしゃると思うんですけど、やっぱり人がいないということが本当に課題だと思います。その人がいない中での活動の在り方というのもやっぱり同時に考えていかないと、今は条例の中で定数も決まっているんですけど、どうしてもその定数を充足しようという、そこだけの観点からでの活動になると、多分、相当無理があるかなというふうに、現実とちょっとかけ離れているかなというふうに感じるので、そのあたりも少し視点に入れながら呼びかけ等をしていただけるといいかなと思います。

あと、今朝ほど、ちょうどこちらに来るときにラジオで言っていたのが、今、学生の方々が消防

団に入るといふ地域も大分増えてきているというふうなお話がありました。薩摩川内市には残念ながら、ただ純心大学は共学化になりますので、またそちらの学生等にも呼びかけをしながら、そこには女性、そして共学化されることで男性も入ってくると思いますので、そのような視点も交えながら若いときからそうやって地域の活動に携わっていただけるとすごくいいことだと思いますので、そのあたりもまたよろしく願います。

**○警防課長（濱田 浩）** 今、委員からお話がありましたとおり、人がいないということは、この間の新聞報道でも、薩摩川内市においては、旧川内市とそれ以外の4町4村において若い世代、働き世代が少ないということも意見が出されておりましたので、実際、今回の勧誘活動においても人がいないという地域も恐らく出てくるのかなと考えております。

その中で、今後、消防団の方と協議を進める中では、これまで消防団の出動については、火災があった地域を管轄する消防団だけで対応しているというような状況もありますので、当初から隣接の消防の分団の応援体制であったりということの強化を図るような形で対応できればというふうに考えておりますので、今後また検討していきたいと思っております。

また、学生消防団についても、今後、純心大学が共学化になって男性の入学等が見込めるのであれば、大学側との協議も必要ではありますが、検討してまいりたいと考えております。

**○委員（溝上一樹）** 消防団の見舞金について教えてください。消防団活動以外でのけがや病気などによる入院に対しての見舞金などの制度があると思うんですが、どの程度の状況から適用されるかとか分かる範囲でいいので、中身を具体的に教えていただけますか。

**○警防課長（濱田 浩）** 消防団員の見舞金の件についての御質問でございますが、通常の指示を受けて消防団の活動をされているものについては、公務災害補償ということになりますので、その補償については、病気、けがの入院であったり、それから就労できないことへの補填であったりというところを補償されると考えております。

そしてまた、それ以外のものについて、現在、全団員の方に消防団員等福祉共済というものに加

入していただいておりますので、これについては活動の場合だけではなくて、通常の病気、あるいは、けがをされたという中でも補償される内容となっております。

ただ、入院見舞金は1日に1,500円というところですので、通常、皆さんが入っていらっしゃる生命保険からすると低い金額ではあるんですが、かなりの方が活動に関わらない部分でこの入院見舞金の補償を受けていらっしゃいますので、掛金は年間3,000円ではありますけど、かなりの方が恩恵を受けていらっしゃるのかなと考えております。

○委員（溝上一樹）追加で確認したいところがあるんですけど、これはコロナウイルス感染時も見舞金は発生するんですか。

○警防課長（濱田 浩）今回の消防団員等福祉共済については、コロナ感染による療養についても見舞金が出ますので、そこについては、コロナに関わる部分の入院についても、協会のほうから連絡があって消防団のほうにはメール等で連絡を入れて、そういう方がいらっしゃったら手続を取っていただきたいということでお願いはしたところでございます。

○委員（溝上一樹）御答弁、ありがとうございます。

個人的なところで、市民の団員のほうからもそういう問合せが多いんですけど、コロナに感染した団員をなかなか把握するのは難しいところであって、どちらかというと、感染した本人からの積極的な申請が必要だと感じるんですけど、各団によるとも思うんですが、その制度を知らない団員も実際少なくないんじゃないかと。

だから、もらえている人、知らずにももらえない人というところもちょっとお話を聞いているんで、消防団員が、現在、不足しているという現状から、このような待遇も周知徹底していただければ、消防団の待遇というか、魅力というか、そういうのにもつながると思うので、この辺の周知徹底、どのような形でもよいと思うんです。

ただ広報紙に載せるだけとかじゃなくて、ちゃんと団長からのそういう連絡事項だったり、そういうのをちょっと強化していただきたいなと思っております。要望です。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと思います。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第75号 財産の無償貸付について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第75号財産の無償貸付についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）お手元に配付されております水道局議会資料を御用意いただき、2ページを御覧ください。

1は、祁答院町の黒木温泉公衆浴場の無償貸付に係るこれまでの経緯を記載しております。

(2)にあるとおり、平成29年11月1日に、土地と建物を5年間の期間で無償貸付けの契約を結んでおり、(3)の本年6月21日に2期目の普通財産貸付申請書が提出され、(4)の7月7日に仮契約を結んでいるものであります。

2番の貸付先名称ですが、現在の貸付先と同じ黒木地区コミュニティ協議会でございます。

3の今後のスケジュール案ですが、(1)に記載のとおり、9月26日の本会議で議決を頂いた場合は、同日付で黒木地区コミュニティ協議会と本契約を締結する予定であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の48ページを御覧ください。8款5項4目下水道費は、人事異動に伴い職員給与費を増額するものであります。

59ページを御覧ください。13款2項1目公営企業費の事項簡易水道事業費は、人事異動に伴う職員給与費の調整として、簡易水道事業会計への負担金及び補助金を増額するものであります。

事項下水道事業費は、農業集落排水事業処理区7号マンホールポンプ場にある2台のポンプのうち、1台が漏水のため運転を停止していることから、ポンプ取替工事を行う必要があります。下水道事業会計への出資金の増額をお願いするものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第85号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第85号令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の水道事業会計予算書、予算に関する説明書の16ページを御覧ください。収益的支出の1款1項2目及び4目の2節給料と3節手当は、人事異動に伴う増額であります。その下、2項4目54節消費税及び地方消費税は、課税対象である通勤手当の増額により消費税納付額が減るため、その分を減額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑

願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第86号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第86号令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の15ページを御覧ください。内容は、人事異動に伴い職員給与費の調整のため、収入・支出それぞれ増額するものです。

収入では、1款1項3目3節他会計負担金、2項3目1節一般会計補助金、2項6目1節消費税及び地方消費税還付金をそれぞれ増額するものです。還付金は、課税対象である通勤手当の増額により納税額が増えるため、その分の還付金を増額するものです。支出では、1款1項2目2節給料及び3節手当を増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第87号 令和4年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第87号令和4年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の下水道事業会計予算書、予算に関する説明書の13ページを御覧ください。

収益的収入の3款2項6目1節消費税及び地方消費税還付金は、資本的支出において建設改良費を増額することから、その分の消費税還付金を増額するものです。

資本的収入の3款2項1目1節一般会計出資金は、建設改良費の増額分を一般会計からの財政支援として増額するものです。

支出では、3款1項1目25節工事請負費は、里処理区7号マンホールポンプ場のポンプ取替工事の経費を増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を

行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）来年10月からインボイス制度が始まるわけですが、水道局の場合については、特別会計が、要は、水道利用者から消費税を取っていると思うんですけども、その消費税については、これは税務署に納税しているということになるのでしょうか。

○経営管理課長（橋口公男）水道料金に含まれる消費税につきまして、今、委員おっしゃったとおり、消費税として納付することになります。ただし、支出の側で、例えば、工事請負費とか委託料とかという中に、消費税を含んだ形で業者のほうに支払いをしておりますので、そのほうの差引きというのは出てきます。

先ほど言われたインボイス制度というのは、仕入れについての差引きをするための適格請求書というのを今後作成しなさいというのが、この制度の中身であります。

○委員（井上勝博）これまで、1,000万円の売上げ以下の場合、免税業者ということになっていたわけですが、これからインボイスということになってくると、課税業者にならないと不利になるというふうに理解しているんですけども、1,000万円以下の売上げの業者との取引というのはやられているのでしょうか。

○経理担当課長（横山 満）消費税の課税事業者でない業者につきましても取引はございます。

○委員（井上勝博）そうすると、その取引をしているということになると、課税業者になってもらってインボイスを出してもらわないと、この特別会計が負担する消費税というのが、納税しなければいけない消費税というのが負担をかぶることになるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういう免税業者に対して課税業者になるようにという、そういうふうに指導というわけじゃないでしょうか、推奨をされているんですか。

○経理担当課長（横山 満）特に、こちら側としては、インボイスで課税業者になりなさいというような推奨というのは、今のところはやっておりません。あとは、免税事業者の方が今後、インボイス制度の導入によって、課税事業者になら

なければいけないというような判断をされれば、そういうことは業者さんのほうで判断ということになっております。

国としては、国税庁のほうでは努めて、事業登録をしないと、インボイス制度の中で消費税を控除できないもんですから、できるだけ事業者登録はしてほしいというようなことでは、国としては要望はされているようでございます。

**○委員（井上勝博）** インボイスが始まって、免税業者が課税業者に私はならないということになれば、インボイスをもらえないわけだから、言わば特別会計が負担せんないかんわけですけども、それがどのぐらいの規模になるかということについては何か計算したことはないんですか。

**○経理担当課長（横山 満）** インボイス制度のところ控除できる消費税というのがあるんですけども、これにつきましても、経過措置がございまして、来年10月から課税事業者でない方の消費税については80%を3年間は、例えば、消費税が100円だったら80円は控除できる消費税だというような経過措置があります。

またその後3年ということで、50%ということで、計6年課税事業者への経過措置はあるんですけど、あとは事業者の方が登録の状況でこの経過措置、請求書を適格請求書であるかないかで判断して、こちらは処理をするだけなので、課税事業者でない方から請求書が来て、そのときの制度の経過措置とかの中で、6年後なんですけど、インボイスが完全施行するとすれば、請求書は、消費税はなくて、そのまま費用となるという処理になるということで、処理はやっていくということで考えております。

**○委員（井上勝博）** 経過措置があるとはいえ、免税業者が課税業者になる方向に進めていかなければ、市としてはその分の負担をしなくちゃいけないということになるんだろうなというふうに理解しているんですけども、今のところは市として、免税業者に課税業者になりなさいということを行っているわけじゃないということで理解してもよろしいわけですね。

**○経理担当課長（横山 満）** 今のところでは、要請とかそういうものはやっていないということです。

**○委員（犬井美香）** 水道の漏水対策に関してな

んですけれども、それに基づいて、現在の給水人口、もしくは5年前とか10年前と比較してどうなのかというところでもし数字でお分かりになるようであれば教えてください。

**○水道局長（今井功司）** 今現在の給水人口のデータを私、持っておりますので、令和2年度で給水人口は、水道事業、こちら本土ですが、8万6,735人、甑島のほうの簡易水道事業につきましては、給水人口4,015人というところでございます。

10年前につきましては、給水人口にすると、人口動向で変動しますので、減少しているとは思いますが、具体的に今数字はちょっと持ち合わせておりません。申し訳ございません。

**○委員（犬井美香）** 突然の質問で申し訳ありませんでした。

恐らく、本当に今言われたように、人口減少に伴って給水人口も少しずつ減っていく中での管路変更とかということに関しては、すごく予算もかかって大変な作業だとは思いますが。

ちょっと1点お聞きしたいのが、現在、漏水対策、陰路変更も含めてなんですけど、どのような形でされているかということをお教えてください。

**○上水道課長（今村淳一）** 漏水対策につきましては、各地域に水を配る配水池というのがございまして、そこからの配水流量を監視しております。その中でも、夜間最低水量というのがございまして、その数字が、皆さん使っていらっしやらないときの水量になりますので、増えてきた場合が漏水が発生しているということをお認識いたしまして、早急にそういった場合は調査に向かうという体制を取っております。

**○委員（犬井美香）** 今のような監視体制なので、やはり夜間帯も上水道課に関しては大変な、監視をしなきゃいけないという立場であられるので、24時間体制ということは本当に承知しております。

その中であって、今後ということにはなるんですけども、厚生労働省のIoTの活用推進モデル事業などもありまして、今の漏水の診断化とかに対してAI化が進んできているようです。

兵庫県朝来市の例だったんですけども、それによって予算面もすごく減らすことができたりとか、職員の負担感というのも軽減されたりなど、

とてもいいモデル事業だなというふうに思ったんです。

一応、薩摩川内市もせっかくスマートデジタル戦略室というのも立ち上がったりはしておりますので、そのあたりと連携を取りながら、AI化というところも少し検討されてもいいのかなというふうに考えたりもしたんですが、そのようなお考えとか、先進地の事例とかの研究をされているとか、そういうことはないでしょうか。

**○上水道課長（今村淳一）** 今ほど御意見のありました先進地の事例とかにつきましては、人工衛星を使った形で調査をしているという情報をメーカーのほうから提供をしていただきまして、それらを基に研究はしているところなんですけど、IoTを使ったモデル事業とかは、またこれから薩摩川内市でどのような事業が適用できるのか、我々にどういったことがやれるのかというところを、費用対効果とかも含めまして情報収集をしながら研究をしていきたいと思っております。

**○委員（犬井美香）** ぜひ、人的な負担感とかというのも考えたり、あとの中率というのも結構な、50%以上、大体的中率もあるというふうなデータも出ておりましたので、あとは、言われるように費用対効果、そのあたりもあると思うんですけども、今後は、どちらかという職員も限られた職員の中でやはりやっていかなきゃいけない、そして、事後、漏水があってからそのあたりを対応するというのではなくて、やっぱり予防ということがすごく大事だというふうに今は言われているようなので、また研究をしていただいて、鹿児島県内ではそういう取組をされているところは恐らくないとは思いますが、もし、メリットがある、市民にしてもすごく今後いいよというようなことが分かったようであれば、取り組んでいただけるといいのかなというふうに感じますが、これは提案です。よろしく願います。

**○委員（阿久根憲造）** 水道事業のほう、市議になって2年間見させていただいて、下水のほう、上水のほう、民間事業者等とうまく連携しながら、品質保持、水質の保持に努められているというふうに拝見しております。

昨今、コロナ禍であったりとか、今年入ってからウクライナ戦争といったような問題が発生し

て、資源高とか、あるいは思わぬ医薬品の値段等の高騰等あると思います。

いろんな事業をされている、市と提携してされているところにおかれましては、思わぬコスト高によって、事業運営がうまくいっていないようなところが今後出てきて、市民に良質な水質の提供であったり、環境の保全が図れるところに関して懸念とかが出ていないのかどうかだけちょっと確認させていただければと思います。

**○水道局長（今井功司）** ただいま新型コロナの関係と、あとまた、今の社会情勢の関係で資材の高騰がどのように今影響が出ているのかという御確認だと思います。

今現在、水道につきましては、丸山浄水場は民間に包括委託しております。それ以外の配水池、浄水場につきましては、市が直営で運営しているところではあります。

下水道事業につきましても、川内処理区と宮之城処理場につきましては、民間に委託して管理運営をしていただいているところではあります。それ以外の地区につきましては、また市が直営でしておりますが、今現在、委託業者のほうから、資材が高騰して運営が苦しいとか、あとはまた、資材が入りにくくなっているというような話はまだこちらのほうは届いておりません。

また、直営しているものにつきましても、資材の高騰とかというのは、若干はあるんでしょうけれども、まだそこまで、今、動向を見定めている状況で、対応をするという段階にはなっていないというところで、今はまだ通常どおりの運転ができていてということで御認識いただきたいと思っております。

**○委員（阿久根憲造）** 引き続き、しっかりと情勢を見守っていただければと思います。ありがとうございました。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、市民課の審査に入ります。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○市民課長（東田幸一） 予算に関する説明書の25ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、市民課分市政政策調整費につきましては、人件費に係る歳出補正でございます。

次に、29ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、中事業、戸籍住民基本台帳費は、人件費のほか備品購入費535万7,000円など1,900万円を増額するものであり、中事業、個人番号事業費では、普通旅費・備品購入費、596万4,000円を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、生活福祉委員会資料、市民安全部の資料により説明させていただきますので、委員会資料の2ページをお開きください。

まずは、マイナンバーカードの券面プリンター購入についてであります。カード交付時の住所・氏名などが印字されておりますが、転入・転居などにより変更が生じた場合は、資料、中ほどの図のとおり新たな情報を記載する必要があります。

現在、本庁に2台ありますが、経年劣化の状況にあること、また、支所においては手書きにより処理していること、カードの普及率の増加に伴い処理件数も増加していることから、今回、100%充当可能な補助金を活用いたしまして、市民サービスセンターを除き8台のプリンターを導入するために必要となる経費を予算計上させていただきますのでございます。

次に、窓口手数料等キャッシュレス決済導入についてであります。コロナ禍を受け、市民生活や消費活動の中で、キャッシュレス決済化が浸透してきていることを踏まえ、現金での金銭授受はもとより、各種キャッシュレス決済に対応したレジスターを市民課と税務課の窓口で令和5年2月を目途に導入することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止と市民サービスの向上を図ろうとするものであります。

経費の内訳といたしましては、レジスタ本体が267万8,000円の2台、PayPayなど

のキャッシュレス決済事業者への取扱手数料を補填するための委託料などを予算計上させていただいております。

最後に、繁忙期窓口支援業務委託であります。現在も委託契約により、異動データ入力支援業務として、最大5名の社員の方を派遣させていただき、処理しておりますが、更に2名を増員し、窓口における問診等の業務に従事していただくための増額補正予算となります。

本来、窓口業務に従事していた2名の職員は、市としての責任を負うべき専門性の高い審査等の業務を担うことにより、異動処理業務の滞留を緩和し、市民の皆様が本来の目的を短い時間で完了していただけるよう取り組むためのものでございます。

次に、歳入補正予算について説明いたします。予算に関する説明書の17ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金、17節マイナンバーカード交付事業費補助金のうち市民課分は、券面プリンターの購入及びマイナンバーカード出張申請サポートを甌島区域で実施するための旅費に係る補助金となります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。以上で、市民課の審査を終わります。

---

△防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信） 予算に関する説明書の50ページをお開きください。

9款1項6目の説明欄、丸印の災害予防応急対策費33万1,000円については、年度途中での採用職員への防災服を購入するものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局からの説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全室の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、原子力安全室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香） 原子力防災のときの避難についてなんですけれども、一般の市民の方々は、それぞれ地域において、曾於市のほうだったりというふうになんと割当てがきちんとされていて理解はできているんですけれども、障害を持つ方々であつたりとか、障害児を持つ保護者の方で

あつたりとかから不安の声があります。

というのも、一般避難所になかなか避難ができない、多分、恐らくできないであろうその子どもも含めてなんですけど、そういう声があるんですけど、今、これは県にも問い合わせはいるんですけど、まだ回答がなくて、ますますちょっと不安になっているところなんですけど。

以前、1回お聞きしたときは、一応、そういう施設は、福祉避難所ということではないかもしれないんですけど、施設はある、用意はされているというような回答だったんですが、県のほうが、もちろん施設名というのは、そこまで情報を出せるということは考えてはいないんですけども、どのあたりの地域にどのくらいその施設があるのかとか、分布的なものです。

そのあたりぐらいでも分かっていたら、そういう不安に思う方々も少しだけは安心されるのではないかなというふうになんて感じてはいるんですが、そのような情報というのは、一応、薩摩川内市のほうでは把握というのはやはりされていないのでしょうか。

○次長（危機管理担当）（遠矢一星） 原子力防災の関係につきましては、所管が防災安全課になりますので、この原子力安全室のほうでの所管ではないということになりますので、すみませんが、よろしくお願います。

○委員長（帯田裕達） よろしいのでしょうか。犬井委員、それでよろしいですね。防災安全課のほうということ。

○原子力安全室長（宮田高敬） 原子力安全室のほうにおきましては、原子力発電所に係る安全対策等について、一般の市民の方々に広報等を行うこと、はい。

○委員（犬井美香） 申し訳ございませんでした。先ほどしようかなと思ったんですけど、原子力安全だったのだからこちらでもいいのかなとちょっと勘違いしたところでした。申し訳ありませんでした。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書の37ページをお開きいただきたいと思えます。4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費629万円の減は、職員の異動に伴う給与費の調整によるものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）今回、一般質問の中でもサーキュラーパーク九州の質問が多かったんですけれども、その中に、環境課がやっぱり取り組むこと、目を向けていかなければいけないことというのは、すごく多いというふうにちょっと感じています。この資源循環型社会に向けての環境課が、今後、取り組んでいく方向性であったりとか、何か取組というのを考えていらっしゃるか、お答えください。

○環境課長（奥平幸雄）今回のサーキュラーパークの取組ということなんですが、令和4年度中に、九州電力さんが可能性調査を実施するということになっております。まずその状況を見ながら、環境課としてどういった取組が可能かというのを検証していきたいと思えます。

あと、その可能性調査によって各事業所がある程度決まりましたら、それに向けた実証実験の支援とか、あと、許認可関係も出てきますので、そこら辺の支援も環境課として一緒になってやっていきたいと考えているところであります。

あと、今回の場合のこの取組としては、地域の粗大ごみの資源物の再生化を取組としておりますので、そこについては十分環境課も一緒になってやっていけると思えます。

以上です。

○委員（犬井美香）では、この地域の資源の再生化に関しても、具体的にどういうふうに取り組むというのはまだ考えてはいないということでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）今のところは、サーキュラーパークに関して、一体となってやるという取組は、今のところはまだ考えていないところです。

○委員（犬井美香）サーキュラーパークを最初に言ったからなんでしょうけど、サーキュラーパーク九州にかけなかったとしても、今の資源循環ということ、もう一般的になりつつあるんですけれども、その中で環境課が何か考えていることというのはないんでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）資源循環の取組といたしましては、この間の一般質問でもありましたが、生ごみの取組については今まで取り組んでいなかったという反省点を踏まえて、前向きにちょっとそこは検討し、研究していきたいと考えております。

○市民安全部長（上戸理志）課長からも答弁ございました。サーキュラーパークの取組ももちろん去ることながら、これは未来政策部と連携はしっかり取っております。ここの家庭からの取組、これはそういうリサイクル率の向上を含めた意識の醸成を含めて、一般質問等で私も回答をさせていただきました。

そのような取組はしっかりと続けていきたいと思っております。なおかつ非常に燃やせるごみの中で、ウエートの大きい生ごみについては、これまでも、更に今回も御質問がございましたので、こちらについては最優先に研究したいなということで、今、取組を、検討を始めているところでございます。

○委員（犬井美香）今の部長答弁の中で、すごく力強くその生ごみに関しては言われていたので、私も印象的だったのでちょっと調べてみたんですけど。

福岡県大木町、こちらでも世帯人数とか人口からすると全然、薩摩川内市と比較にならないぐらい少し小さな自治体ではあるんですけども、やはりこの生ごみというところの削減に努められて、それを循環させるということを取り組まれているようです。

ちょっと具体的に言いますと、各家庭に無料でまずはごみ専用の大きなバケツを配布して、そのバケツに日々の生活で出る生ごみをためていただいて、生ごみの日が週2回、今の燃やせるごみと同じぐらいの割合だと思えるんですけど、週2回出していただく。集められたごみは専用の発酵槽で発酵されて、これが37度で20日間というふうに出ていました。液体肥料とガスになるということです。液体肥料は地域の農地にやはり散布する、その農地でできた食べ物が地域の給食とか食卓に並ぶことで地産地消ということもできると。

また、食べたりするので生ごみが出たというところでまた最初に戻って、またそこを循環させるということで、このことによって、まずは処理センター——環境センターというふうに言われていましたけれども、生ごみが発酵する際に出るガスというのは、この環境センターの発電にやはり使われていること。

先ほど部長答弁にもありましたように、ごみのほうが60%やはり削減できたということ、処理費用が毎年やっばり3,000万円ぐらいは減って、それを地域に還元できたということが言われていました。

そして、農家さんは化学肥料を使う場合よりも、この液体肥料を使うことで費用が10分の1ぐらいに抑えられたということで、小さい自治体だからこそできた取組なのかもしれないんですけども、小さい自治体というか、小さなところからでもいいので、こういう取組というのはすごく参考になるかなあというふうにちょっと私は感じたところですので、これは御紹介だけです。

○委員（阿久根憲造）今回の議会でも資源ごみのことであるとか、それとそれに伴う自治会の報償金も要るといったようないろんなテーマの質

問があったんですけども、今年の8月あるいは7月の末ぐらいにLINEのプッシュ通知で「明日は燃やせるごみの日です」とか「資源ごみの日です」とかというような通知が来て、最初はすごく便利だなあと思って感心していたんですけども、ごみ出しの状況を見ていると、出せないようなごみであるとか、誰が持ってきたのかなあというようなごみがちょっと見受けられるような気がしてきております。

なので、その通知とか、あれはすごく便利なので続けていただきたいんですが、「分からないことは自治会にお尋ねください」とか、あるいは自治会の何かそういう関わりとかというようなことを、そのLINEの通知のメッセージ——容量があると思うんですけども、少しでも自治会の関わりみたいなのをちょっと載せたらいいんじゃないかなあという、これはただの要望です。可能であればよろしくをお願いします。

○環境課長（奥平幸雄）LINEは所管課と、ほかにも検索するときなんかに分かりづらいというような意見も頂いておりますので、それを含めて関係課とちょっと協議をさせていただきたいと思えます。

○委員（井上勝博）最終処分場のことですが、その再生化を図るために今その最終処分場の灰とか、そういうものについてはエコパークに運んでいるわけですが、遮水シートをまた作り直すとか修繕をするというふうには認識しているんですけど、今の進捗状況を教えていただけますか。

○環境課長（奥平幸雄）代理に答弁させます。

○課長代理（原 暢幸）進捗状況ですけども、エコパークのほう最終的には令和11年度末で埋立てが完了するという予定となっておりますので、それまでには再生した最終処分場が稼働できるようにしなければならないということで、5年前までには手続等に入らないといけない状況であります。

搬出状況につきましては、当初計画していた状況の中で順調に進んでいるということで今、考えているところです。

○委員（井上勝博）過去のこの廃棄物をエコパークに運んでいると、そういうふうと考えてよろしいのでしょうか。

○課長代理（原 暢幸）当該年度の発生した

焼却灰、飛灰については、それぞれ個別に積み込んで、エコパークのほうに運搬しております。過去に埋め立ててあったもの、埋立廃棄物については、掘り起こして積み込み、運搬でエコパークに搬入しています。三つのそれを運搬しているということで御理解いただければと思います。

○委員（井上勝博）令和11年までに稼働できるようにされるということなのですが、現在、例えば最終処分場が満杯で100として、今どれだけエコパークに運び出しているのかというのは分かるんですか。

○課長代理（原 暢幸）およそ2分の1から3分の2の間ぐらいだという、ちょっとすみません、細かい数字的な割合は手元に資料がないものですから。総量的には大体、半分程度から3分の2いかないぐらいだというふうに認識はしております。

○委員（犬井美香）共同墓地についてちょっとお伺いしたいんですけども、市で管理している市営墓地というものもあると思うんですが、昔まだ何か法律がきちんとされていないときに、地域でそれぞれ組合みたいなのをつくれ、整備されている墓地というものもあると思うんですけども、そのような——市営墓地というのはもうネットを見ればよく分かるんですが、それ以外のみなし墓地というような言い方もされるようですけども、その墓地の数とかというのは環境課で把握はされていらっしゃるのでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）令和2年度から市営墓地以外の墓地の調査とかいうのは把握していなかったものですから、今その各地域を見て回って自治会やいろいろ調べて管理者は誰であるか、どういった形でその墓地に何名の方がいらっしゃるのか今、調査はしているところであります。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）統計上は900か所を超える墓地があることになっておりまして、その整合を図るために今、調査を進めております。

市営墓地は7か所だったかと思いますが、ほとんどが地域の共同墓地という位置づけになっております。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。900か所を超えるという中で、また調査をするのもすごく大変だとは思いますが、実際やは

りこう把握をしていただいて、特にこの高齢化社会にあって40年前、50年前とかに建てられたそういう共同墓地というのが多いようです。自治会の清掃とかも一緒なんですけれど、そのやはり維持管理というのにすごく住民の方々が苦慮されているところが大部分多くなってきているようです。

この前、課長のほうに少しお話しさせていただいたんですけど、その修繕とか補修とかというところに当たっても、災害があって、そこで崩れたとか何かあれば、それに対する補助金というのはきちんと制度設計されているんですけども、お墓という場所なので、そうなる前にやはり手だてをしたいという住民の方々もやっぱりいらっしゃるようです。

それに対しての補助金制度とか、そういうものはないようなので、そこに手だてをという、こんなに900か所、もしかすると減って八百何か所かもしれないんですけど、それらに全てというとまた大変なことにはなると思うんですが、その維持管理に関して支援をする何か手だてというのがありますでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）この間もちょっと申し上げましたけれど、今のところ、先ほど委員も言われましたように、災害でも崩壊とかしたときの補助制度、支援の制度はあるんですが、その前に事前にその崩壊もなんでしょうけれど、まずは少しずつ何かこう崩壊していったのが何年かの間に積み重なって壊れて少しずつ土砂が流れていたとか、そういうことも含めて、そこに対しての補助制度ですか、そういうのは今のところない状態です。ですから、支援というのをさっき言われましたことと同様に、災害にかけてするやり方しか今のところはない状況です。

○市民安全部長（上戸理志）墓地埋葬法等の趣旨にまた照らし合わせながら、市直営の墓地とその昔からの共同墓地は、市のほうがどのくらい災害時以外の通常の劣化に対して支援できるかというのは、これはやっぱり周囲の状況だったりとか、その辺りもまた見ながらと思います。非常に多額の経費が想定されますので、やはり慎重にそこは調査したいと考えています。

○委員（犬井美香）補助金という和多分、相当かかるのは私も何となく予想がつくので、そこを

何とかしてくださいというのは、ちょっと言いづらいことではあるんですが。

実際、市営墓地というのは指定管理制度になっていて委託をかけて——もちろん、お墓というところは個人がそれぞれお掃除をしたりはされると思うんですが、その周りの環境整備、草払いであったりとか、そういうものは市の委託をかけるので、市民の税金の中でされるけれども、その地域にある共同墓地みたいな登録されていない、そういうところは組合も含めてそうですけれど、その方々でやっぱりやっていけない現状があるということにはちょっと理解していただく中で、その補助金、お金だけではなく、草払いであったりとか、何かそういう支援的なものがこうできないのかなというふうにちょっと——もう本当に70代、80代という方々がやはり多いようなので、何かできる手だてはないのかなとちょっと考えるところなんですけれど、そこら辺りはいかがでしょうか。

**○市民安全部長（上戸理志）** 私の周りにも管理組合の組合長をしている者もおりますし、そういった現状、管理費を集めながらやっていく、高齢化という現状もよく存じておりますので、今の部分、その補助金以外の支援の在り方も含めて調査させていただきたいと思えます。

**○委員（井上勝博）** すみません、先ほどのちょっと続きみたいになっちゃうんですけど、最終処分場については、これから令和11年までの詳しいスケジュールというのがあるのかどうか。

そして、実際に全部取り出して、そのまま、また新しい焼却灰などを入れるちゅうわけじゃないでしょうかと思うんですよね。遮水シートがあれば破れた箇所がないとかということも点検して、もしくは全部剥がして新しいものに変えとか、そんなふうなことをやるんじゃないかなと想像するんですけども、その際に、今までの工法でよかったのかどうかというのも検討をするところも出てくると思うんですけど、その辺の詳しいスケジュールみたいなものはあるんですか。

**○環境課長（奥平幸雄）** 代理に答弁させます。

**○課長代理（原 暢幸）** 今現在のところは、いつまでに何をするという詳しいスケジュールは立てていないところではあります。つまり、逆算すると5年前までにはいろんな法的な手続に着手

しなければならないということ等は分かっておりますので、近々そういう細かいスケジュールも組み立てていかなければならないというふうには考えております。

あと遮水、構造的なものの御質問もありましたけれども、構造を変える場合には、現在の最終処分場については、平成7年の供用開始ですので、従前の構造基準になっております。その構造をいじるためには、現在の構造基準に合致したものでなければ供用できないこととなりますので、今の最終処分場よりは厳しい構造基準になっておりますので、そういう基準に合致したものに変わっていくというふうに考えております。

ただ、近年の雨量がかなりやっぱり多くなってきておりますので、そういった雨水対策、浸出水の処理の対策、そういったものを含めて総合的に考えていかなければならないというふうに考えているところです。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

---

#### △市民健康課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、市民健康課の審査に入ります。

---

#### △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中断しておりました議案第80号を議題といたします。

補足説明を求めます。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の37ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生一般管理費は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額補正であります。

同じく地域医療対策費は、後ほど説明いたします、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰入金増額補正であります。

同じく母子保健事業費は、本市の歯科保健事業に対しまして、民間企業から御寄附を頂いた20万円を財源としまして、歯科指導に活用する

乳歯疾患模型等を購入するための増額補正であります。

同じく感染症等予防費は、予防接種業務会計年度任用職員に係る社会保険料の調整に伴う増額補正であります。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、20ページをお開きください。

19款1項3目1節保健衛生費寄附金は、先ほど説明しました、本市の歯科口腔保健事業に対する民間企業からの寄附受入れに伴いまして、増額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第83号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第83号令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の99ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、看護師採用に伴います給与費等の増額補正であります。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、98ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金は、先ほど説明いたしました、特別会計の歳出予算に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○専門職（久保淳一）ワクチン接種関係でございますけれども、最新の接種状況、国の方針がまた変わりましたので、それに基づきまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、最新の資料を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）どうぞ。

[資料配付]

○専門職（久保淳一）それでは、新型コロナウイルスワクチンの接種体制につきまして、御説明させていただきます。

まず、接種状況につきまして、裏面を御覧ください。

9月7日、昨日現在でございますけれども、3回目の接種におきましては、6万2,671名が接種、全人口比で67%となっております。4回目は2万272名接種の21.7%でございます。

接種対象年齢別におきましては、12歳以上に対しまして、3回目が75.1%、4回目が24.3%となっております。

地域別、区分別、ワクチン別につきましては、御覧いただきたいと存じます。

資料の表のページにお戻りをよろしく願いたします。

次に、2の特例臨時接種の実施期間の9月30日までの接種につきまして、御説明させていただきます。

7月中旬から9月までの経過ということでお示しをさせていただいております。

まず、7月16日から実施しております3回目、4回目の集団接種につきましてです。医療従事者の方々の御協力を頂きながら、川内保健センター

など6会場で開催しております。これまで21回開催し、約5,200名接種していただいたところでございます。9月にも、あと5回開催する予定でいるところです。

次の12歳以上17歳以下の追加接種、それと武田社ワクチン、ノババックスの接種につきましては、8月、9月にそれぞれ2回、集団接種での接種機会を設けさせていただいているところです。12歳から17歳への接種につきましては206名、ノババックスにつきましては8月7日に26名、それと今週の10日土曜日ですけれども、現在20名の予約を頂いている状況でございます。

次の5歳以上11歳以下の小児接種につきましては、夏季休業期間中は予約枠を拡大し、実施したところでございます。夏季休業期間中に136名接種していただいたところでございます。

次に、今後のワクチン接種の方向性につきましてでございますが、まずは今月、先ほど申しました特例臨時接種の実施期間が9月30日まででございますが、これが令和5年3月末まで延長される予定でございます。9月中旬の国のまた分科会で決定されるようなことで今、国のほうから情報が来ているところでございます。

オミクロン株対応ワクチンの接種につきましてでございます。接種対象者は、2回接種した12歳以上の方に1回接種することとし、9月下旬から順次、ワクチンが供給される見込みでございます。

本市としましては、ワクチン供給後、当面は、現行の4回目接種の60歳以上の方、それと18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、それと医療従事者や高齢者施設の従業者等のうち、未接種の方を対象にまずは接種をしたいと考えているところです。

なお、その方々の接種が進んできると、保育所、認定こども園等の従事者、学校の教職員などへの接種に移行し、60歳未満で現在4回目接種の対象となっていない方につきましては、ワクチンの供給状況等を踏まえ、国の方針に基づきまして、10月中旬以降で調整をさせていただく予定でございます。

それと、次の小児5歳から11歳までへの接種につきましては、先月30日に小児に対する追加

接種が薬事承認されまして、今月6日に努力義務が適用されたところでございます。

2回目接種から5か月経過した方は、3回目を接種することができるようになります。

それと乳幼児、生後6か月から4歳に対する接種も、国の分科会で審議が始まったということでございます。今後、国の方針に基づきまして対応していきたいと考えております。

なお、オミクロン株対応ワクチン、小児及び乳幼児に対する接種につきましては、ワクチン接種調整会議、それと医師会及び小児科医での御意見を頂きながら接種を進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたしたいと思っております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** この武田社ワクチンのノババックスなんです。ワクチンを打たれた方が、やっぱり人それぞれなんですけれども、副反応が長引く方が相当大変だったという方なんかの声も聞いたりして、それがワクチン接種をためらう要因になったりするわけですが、このノババックスについての副反応情報というのは、これからなんですか。それとも、これまでのファイザーやモデルナと比べて、どういう状況なんでしょうか。

**○専門職（久保淳一）** ノババックスは、6月ぐらいから国のほうで始まっていると思いますが、本市におきましても、裏面で見ていただければトータル50人ぐらい打たれている状況ですけれども、特段、今、副反応とか、そういう状況はお聞きしていない状況です。

今後、国のほうでそういう状況がまとまってきたら情報提供があるかと思っておりますので、その辺はまた注視していきたいと思っております。

**○委員（井上勝博）** 副反応は報告されていないというんだけど、世間では副反応で3日間寝込むとか結構あったりして、そういうのがもう常識的になっている様子もありますよね。

それで、これまでのファイザーやモデルナに比べて、ノババックスはまだ副反応はそうでもないということなのかどうかということをお教えいただきたいということと、それから、もう一つ。この間、私の携帯に電話がかかってきて「早くして

くれ。早くしてくれ」という人の電話だったんですよ。それで、私は何も答えようがなかったんですけど、大海に行っている人が私の番号と大海の番号を間違えて私のところに電話がかかってきて、私がお医者さんだと思って「もう3時間も待っているんだ。何やっているんだ」みたいな、そういう電話だったんですよ。

それで、聞くところによると、やっぱり3時間というのは当たり前のように皆さん、車の中で待っていらっしゃるといのが現状で、このことについては、病院任せにされているのではないかなあというふうにはかと思えない。病院がもう結局、人が足りないから、通常の診療もあるし、検査もせないかんしということで大変になってきているという状況だと思うんですけれども。

少し落ち着き始めてきているとはいえ、その辺の現状をきちんと把握して対策を打つということは誰もやらないのかなということも思っているんですが、その辺はどうなのでしょう。

**○専門職（久保淳一）** 1点目のノバボックスの副反応の関係でございますけれども、国の示している案では、発熱等はノバボックスは基本的に少ないということでございました。

ただし、疼痛とか、圧痛 — 抑えた後とか倦怠感とかはあるということの情報でございますけれども、副反応は、委員が言われるとおりの発熱があつて3日間続いたり、人それぞれでございますけれども、その部分については、ノバボックスのほうはまだ詳細には来ていないということで、またお答えさせていただきたいと思ひます。

**○医療対策監（古里洋一郎）** 2点目の医療機関のかなりやっぱり待っていたという方、井上委員の今のはワクチン接種のほうなのか……。 — 発熱外来のほうですね。

ちょっと私も聞いてみたところ、やっぱり盆明けの平日、ちょうど16日、17日あるいは週休日、土曜日、日曜日の当番医でもう病院が限られているところ、そちらについては発熱外来、ちょうど感染もやはり多かったということと、あとワクチン接種、あと通常診察等で特に大きな病院については、通常でもやっぱり結構待ち時間が多いと聞いているんですけど、特にそういう盆明けでは多かったと聞いております。

一応、対応としましては、県もやっぱり医療の

逼迫ということでは言われていましたので、市長メッセージ、県知事メッセージにも書いておりますけれども、本市も医師会とちょっと連携しながら、医師会のお願いということで医療機関の適正受診、軽い症状の方は、できたら平日の日中あるいは検査目的での受診を控えていただくような形、あと小児医の場合は救急の電話相談の活用とか、そういう形で市民には周知をしていたところなんですが、やはり多い時期というのはあったようでございます。

今後も、本市も医師会ときちんと連携しながら、できるだけそういう適正な受診で医療の逼迫につながらないように対応していきたいと思ひています。

**○委員（井上勝博）** 実態があるんだけど。しかし、ちゃんと把握できていないということが感じられるわけですよ。だから、大体3時間待ったというふうに聞いているわけですよ。そのときはもう40度ぐらい熱があつてという……。

それで、私に電話をかけてきた人は、軽トラのバッテリーが上がってしまってクーラーも効かんと、そういう事態の中で相当苦しめたんじゃないかなと思ひますよね。そういう実態が実際はつかまれているものだから、誰も責任を負っていないという感じがして、もう病院のほうも満杯でどうしようもないパニック状態なんだろうと思ひますけれども、そういうあまり無症状の方とかが検査目的でというふうに言うけれど、無症状の方もちゃんとできるわけですよ、木下グループとか。

だから、そうじゃなくて、やっぱり発熱されている方々が病院に行っているんだと思うので、今後のことも考えて、何らかの対策というのを実態をまずは把握すること、そして今後はそういうふうに3時間も待つようなことがないような対策を考えるということは、誰か考えてくれないんですかね。どうなのでしょう。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 今の医療機関の逼迫の話につきましては、今、対策監が言ったとおり、感染者が増えた時期等に逼迫してしまうと。

そこで当然、国のほうにおいても皆様もう御案内のとおり、まずは今の全数把握の問題でありましたり、あと一番大きいのが、そのみなし陽性制度も導入されまして、医師会のほうに聞きました

ところ、先週、国・県を通じて通知がありまして、陽性者の同居家族の方については、電話による診断を含めて、検査をせずに陽性とみなすということも導入してよいとの通知が来て、すぐに医師会、事務局も市内各病院に通知をされて今週から病院での導入が始まっているところと聞いております。

このように実際に診療をされる本来の目的の業務と、これまでは国が進める全部の数を把握しなさい、それから必ず検査をもって陽性としなさいと、この2点が大きく改善されることで、今後は患者さんがお待ちするような事態は減ってくるのかなと考えているところです。

○委員（犬井美香）直近で食生活改善推進員の養成講座というのが何年ぐらい前に開かれたか、そして何人養成されて、会員として何人活動されているかをちょっと教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭）初回の部分についてはまず、今年のメンバーについては107名で活動をしていただいております。

メンバーになるための養成講座としましては、一般質問でありましたとおり、本市は、現在5年に一回ということで、平成27年にしたところでございまして、今後やはり会員が減少しているのも考慮しまして、その短縮ができないかということもちょっと早急に検討しまして、養成講座を短くすることで、よりなりたいとおっしゃる方をメンバーにできるような対応を取っていきたいと考えております。（本ページ下記の発言により訂正済み）

[「平成27年です」と呼ぶ者あり]

○市民健康課長（黒木 諭）申し訳ございません。「平成28年」ではなく「平成27年」でございました。平成22年、平成27年、令和2年の5年ごとに実施しております。（本ページ上記で訂正済み）

○委員（犬井美香）直近は、令和2年に養成されたということで、そのときは何人養成されましたか。

○市民健康課長（黒木 諭）令和2年が18名の方が受けられまして、17名の方が委員になっていただいたという状況です。

○委員（犬井美香）今、養成講座の期間を短くして、なるべく回数を増やすことによって、人数が増えるというようなことを言われたんですけれ

ども、ターゲット層というのはどのくらいの層を考えていらっしゃるのか、考えていらっしゃらないのかということをお答えください。

○市民健康課長（黒木 諭）食改はどのような方になってもらえるのかというのは、これまでも広がっていただきたいということで初回の皆さんも頑張られてしてきているんですけども、今のメンバーの方がかなり高齢化になっている点で、若年層の方にもなっただく、更に男性の方ももうメンバーとして入れてよいというふうになってきていますので、男性の方も含め、市としても広く協力しながら周知していければと考えております。

○委員（犬井美香）そうですね。本当に女性、男性にかかわらず、料理好きの方というのは多いので、ぜひ男性の層にも働きかけていただくことと、あとは昔というか、私もそうだったんですけど、意外と専業主婦層にやはり目が行きがちというところがあったりとか、逆を言うと、今は専業主婦層が少なくなっている現状が多分あると思うので、今後は前のようにたくさん人数が増えていくかという少し難しい面もあるのかなと思うので、共働き世帯であったとしてもでき得ような活動の在り方であったりとか、何かちょっとこう方針を少し変えていく部分も必要かなと思ってはいますので――すみません、お昼も過ぎたので、これはもう要望という形でよろしく願います。

○委員（溝上一樹）甌島の診療所のコロナウイルス感染の検査についてちょっとお伺いしたいんですけれど。

今は、PCR検査と抗原検査キットを使った検査があると思うんですけど、甌島は離島ということでPCRの検査をするとなると、なかなか日数にロスが出てしまい、早く症状を、状態を知りたいのにちょっと遅れてしまうんですけども。ただ、診療所のほうも抗原検査キットをまずは行っていただいているとは思うんですけど、その日に分かるこの抗原検査のキットは足りているのかということをごちょっと教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭）甌島診療所における検査については、御意見のとおり、PCR検査と抗原検査を使い分けているところです。

抗原検査キットについては、やはり8月のちょっと増えた時期、甌島でも検査が増えまして、一

時期キットが足りなくなっていました。これはほかの医療機関もなんですけれども、非常に全国的にキットが足りないという時期がございましたので、急遽、足りるように薬局、阿久根委員にもちょっと御相談しながらだとか手配をしまして、検査を受けたい方が受けられないという状態は避けられたところでございます。

○委員（溝上一樹）早期発見が感染拡大の防止にもなると思いますので、特に離島などは。今後また爆発的な感染が起きる可能性もあるので、ちょっとそのキットの在庫等も注意して確保のほう、よろしくをお願いします。

○市民健康課長（黒木 諭）今、キットの配布について、厚労省が全国に配布しまして、甌島診療所のほうにも希望した数字を8月末に納入いただきました。

今現在におきましては、それをもって対応が十分できると考えているところでございます。

また、今後においても、そういうのが不足しないように注意していきたいと考えています。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時15分といたします。

~~~~~  
午後0時14分休憩  
~~~~~  
午後1時12分開議  
~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）それでは歳出から説明いたします。予算に関する説明書の33ページをお開きください。

まず、3款1項1目、事項社会福祉管理運営費です。給与等は、人事異動に伴う職員給与費等の調整です。

備品購入費については、生活困窮者自立支援の相談員が1台のパソコンを共有して使用していましたが、相談件数の増に伴い、新たに1台を購入するものであります。

次に、同款同項2目、事項一般障害者自立支援事業費です。給与費等は、人事異動に伴う職員給与費等の調整です。委託料につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システムの県とのデータ共有に伴う改修費用になっております。

続きまして、歳入を説明いたします。

16ページをお開きください。

16款1項1目7節生活困窮者自立支援事業費負担金は、歳出の備品購入費の増額に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

次に、17ページをお開きください。

同款2項2目1節社会福祉費補助金は、歳出の委託料に伴う障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金です。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）今の生活困窮者自立支援事業の中で、相談件数が増えてきたから備品を購入するというお話があったんですけども、その相談件数に関しては、コロナ禍の影響というのが考えられますでしょうか。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）コロナの影響も考えられると思います。相談自体が生活困窮者の相談になっておりますので、それで件数で言って令和2年度から令和3年度について約100件ぐらい、11%ぐらいの伸びになっております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、歳出について説明させていただきますので、予算に関する説明書の34ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の増額補正についてですが、説明欄の老人福祉管理運営費では、人事異動に伴います給与費等の減額、12節委託料の増額補正につきましては、高齢者生活支援事業費において、コロナ禍において、物価高騰の影響を受けている高齢者訪問給食サービス事業の必要経費について、契約単価を増額し、事業者等の負担軽減を図ること等のため、必要な経費を計上したものであります。

次に、同項3目介護保険対策費の減額補正は、18節負担金補助及び交付金は、地域介護基盤整備事業補助金として、有料老人ホームにおいて、高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備として、家族面会室の整備事業費が県から内示があったことに伴う増額補正となっております。

27節繰出金は、後ほど介護保険事業特別会計補正予算の歳入で御説明いたしますが、介護保険事業特別会計の歳出の減に伴います減額補正であります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、18ページをお開きください。

17款2項2目6節介護保険事業費補助金は、歳出で御説明しました、有料老人ホームにおいて、高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業費として、県補助金を増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）高齢者訪問等給食サービス事業についてなのですがすけれども、1食当たり50円というのを積算されているのですがすけれども、この50円という根拠というのがありますでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）この50円なのですがすけれども、本年3月に各事業所に調査をさせていただきましたけれども、食材料費につきましては、実際、本人負担ということとさせていただきます。ですのですけれども、その部分はやはり50円と言わずに70円から80円増加しております。では、その50円を上げて、残りの30円をどうするかということなのですがすけれども、残りの30円につきましては、見守り経費等はある程度その部分で賄っていらっしゃるの、やはり1割程度、50円は委託料、今年度に限り上げないと、ちょっとこの物価高騰の折、事業者も大変だということで、このような補正予算を提出させていただきましたところとす。

○委員（井上勝博）ゾーニングの整備についての予算が45万8,000円ということで、非常に金額が少ないわけなのですがすけれども、ゾーニングということであれば、かなりいろんな改築、リフォームとかそんなのも含めてせんないかんような気がするのですがすけれども、これは何件分ぐらいなのでしょう。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）これは有料老人ホーム1か所でありまして、使用していなかった部屋を整備して、あとゾーニングということ、見積書を見るとパーテーションとかそのようなものを設置して、入り口付近にある部屋を利用して、中に入らなくても面会ができるようなスペースをつくるということ、既存の部屋を改修するので、この金額で済むということで事業者から補助金申請が上がったところとす。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第84号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第84号令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の115ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費の減額補正、次の116ページの5款2項1目一般介護予防事業費の減額補正、次の117ページの5款3項8目認知症総合支援事業費の増額補正につきましては、人事異動に伴います給与費等の調整であります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので110ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金、次の111ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金、次の112ページの6款3項1目地域支援事業交付金、次の113ページの9款1項1目一般会計繰入金、次の114ページの9款2項1目介護給付費準備基金繰入金までの減額補正につきましては、歳出で御説明しました、人事異動に伴う給与費等の減に伴います減額補正であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、生活福祉委員会資料の2ページをお開きください。

今年度の敬老金等の支給についてでございます。

まず、1の支給日は9月16日を予定しております。

また、2の支給対象者は、（1）基準日は9月1日現在であり、（2）の対象者としては100歳以上が166名、88歳の方が625名になります。なお、（3）から（5）までの支給金等については、昨年と変更はございません。

次に、3の配付者等についてですが、（1）の最高齢者は、水引町の濱田ミチ様、110歳になります。昨年度までの最高齢の方が本年3月に御逝去されたことに伴い、本年度、最高齢者になられた方でございます。

参考までに申し上げますが、本市最高齢の方が今年度、県内最高齢になります。鹿児島県知事が訪問される予定としておりましたが、BA・5対策強化宣言の延長に伴い、訪問は中止となったところでございます。

また、（2）、（3）に記載のとおり、100歳以上の方と施設入所者については、市長をはじめとする市の方で配付予定でしたが、先ほど申し上げましたとおり、BA・5対策強化宣言延長に伴い、最高齢の方の市長訪問については実施させていただきますが、両副市長及び教育長の訪問は中止とさせていただきます、保健福祉部の部長で配付するよう変更したところでございます。

在宅の88歳の方については、民生委員の方々に御協力を頂き、配付を行う予定であります。

なお、先ほど申し上げました、市のほうで配付予定としている施設入所者及び100歳以上の在宅の方につきましては、訪問することが可能かについて、各施設及び御家族の御意向を確認した後、訪問するか、あるいは口座振替にするかの検討をすることとしております。

（4）の高齢化率等については、参考データと

して、本市の高齢化率や国、本市の平均寿命について掲載しているほか、右側3ページには、地域別の支給対象者数を掲載してありますので御参照いただければありがたいです。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）答弁は全然必要ないんですけど、ちょっと意見として言わせてください。

地域包括支援センターというのもあるのも十分承知で、そして市が委託をして、社会福祉協議会がもう管轄だということもよく分かっているんですけども、どうも地域において困っている方がいらっしやるんですけども、なかなかその地域包括支援センターとの折り合いもうまくいかなかったりとか、その中で高齢・介護福祉課がどのように連携を取っているかというのをすごく不安視されている方々もすごくいらっしやるので、ぜひ連携を強化していただいて、必要な方に必要な支援の手、特にやっぱり専門職の手が必要な方というのもしらっしやるので、ぜひそこあたりはちゃんと連携を取って、そういう方々になるべくきちんと支援の手が差し伸べられて、安心して生活ができるようにしていただきたいというふうに感じておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

#### △保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、補正予算について説明いたします。

歳出のみでございます。予算に関する説明書の

36ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項生活保護管理運営費につきましては、減額補正を行うものであります。

補正の内訳につきましては、4月の人事異動に伴い、給料・職員手当等を減額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）先ほど、生活困窮者自立支援のところでは、ちょっと相談件数が大分増えてきているというような答弁が先ほどあったんですけども、それに伴う保護申請、生活保護に至ったケースというのは、この令和4年度で件数が増えているのかどうかというのをちょっと教えてください。

○保護課長（新川皇祐）その相談グループとは連携しております。相談グループで、ちょっとこれはもう生活保護しか手だてがないといった場合には、こちらに案内を頂いて、それぞれ申請をして決定まで行っています。件数につきましては、ほぼ例年と変わらない、10件前後と考えております。

○委員（井上勝博）亡くなられた安倍元首相が国会で「生活保護は権利です」とはっきりとおっしゃった。これは画期的なことだったんですね。

その後、生活保護が権利であるということについて、何らかの市民に周知するような何かしているのかどうかというのをお尋ねしたいのですけれども。

○保護課長（新川皇祐）生活保護等の周知につきましてはホームページで案内しております。今は結構コロナの関係で生活保護についての理解

も深まって、そういうことで相談も、コロナで新聞を見てとか報道を見てとかということ窓口に  
来られる方も今いらっしゃいます。

○委員（井上勝博）ありがとうございます。やはり、でも生活保護だけは受けたくないという方々、それはやっぱり生活保護というのを受けるのは恥ずかしいことであると、そういう思いというのがまだまだ市民の中にあって、簡単には行きたくないというケースというのがまだあるんですね。

それでやっぱりその権利であるということについて、全国ではそのことをちゃんとパンフレットに大きく書いてやるとか、ポスターでやるとか、そういう見える形で市民に周知していくということを進めているところがあるんですが、薩摩川内市では、そういう具体的に周知をするための何らかのコミーシャルというか、そういうことは今のところはしていないということですか。

○保護課長（新川皇祐）委員がおっしゃるとおり、何年か前の委員会でも委員から質問があったんですけども、今のところはもう全国的に広がっているということで、ホームページのみの紹介をしております。

○委員（井上勝博）ホームページを見られる方というのは、比較的若い方が多いと思うんです。ただ昔の方々というのは、それを恥というふうな思いというのを物すごく強く持っていらっしゃるんで、高齢者にも分かりやすい形での何らかの宣伝というのは進めるべきであるということ要望しておきます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止してございました議案第80号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）それでは、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の35ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、右側備考欄に記載の事項児童福祉管理運営費は、本年4月の人事異動等に伴う給与費等の調整等及び保育所等給食支援事業として、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、市内の保育所等に対して必要な経費を支援するものです。

認定区分ごとに、3号認定児では、主食費・副食費を一人当たり月額750円、1号・2号認定児では、同じく主食費・副食費で月額750円、または副食費450円の補助となります。

次の事項保育対策総合支援事業費は、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用を保育施設へ補助するもので、当初8施設分を見込んでおりましたが、11施設となりまして3施設分の増加等に伴うもので、補助額は利用定員121人未満の施設は1施設当たり310万4,000円、利用定員121人以上は1施設620万8,000円が上限となります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算に関する説明書の18ページをお開きください。

17款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金は、先ほど歳出で説明いたしました保育対策総合支援事業に係る国県の補助分で補助率は、8分の7となりまして、次に、同じく歳出で説明いたしました保育所等給食支援事業は、県の補助分で補助率は2分の1になります。

次に、20ページをお開きください。

19款1項1目総務費寄附金1節総務費寄附金のうち、子育て支援課分は、6月23日に川内ライオンズクラブ様からコロナ禍の中、子育て世帯への支援として御寄附いただきましたもので、子育て世帯生活支援事業に充当することとしております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今保育士、保育園のその給食、副食費などの補助というのが、物価高騰につ

いての国の交付金などの活用だと思わなければ、物価高騰がこれだんだん収まってくるのか、それとも、要するに賃金が上がらないまま物価が上がっているから皆苦しくなっているわけで、この交付金というのは一時的なものですよね。

学校給食費の場合は、コロナが明けたら、明けたらじゃないのかな、将来的には学校給食費を引き上げる予定であるというふうに言っているんですが、この保育園の場合については一時的なものなのか、それともずっと補助をするのか、その辺はどうなんでしょうか。

**○子育て支援課長（福森ひとみ）** 今回のこの給食等支援給付金につきましては、今年度4月から3月分までのものが対象となっております、先ほど説明しましたように補助となっております、鹿児島県の同じく給食支援事業費が半分補助として出すことになっておりますので、それによって本市においてもこの事業をしようとするものになります。

**○委員（井上勝博）** 将来的にというか、もう来年の4月に本当にその賃金がちゃんと上がっているんだろうかという問題があるわけですが、その辺の先の見通しというのはどう考えているんでしょうか。

**○保健福祉部長（小柳津賢一）** 私どものほうでその全体的な賃金の話ですとか物価の動向について、なかなか説明を求められても非常にしづらいですけれども、恐らく委員の質問の御趣旨は、その保育所の給食費の今回の公定価格の1割相当の補助について、来年度以降どうするのかという話だと思います。

学校給食の話が値上げも含めて検討されているというのは十分御案内かと思っておりますけれども、それとの兼ね合いももちろんありますし、先ほど高齢・介護福祉課のところで説明いたしました、高齢者の給食サービスの自己負担分の料金をどうするのかという話もありますし、こちらもちろん保育園の関係ももちろんあるわけでございます。

今の段階でどうだという部分について、私どもから説明できる材料は、申し訳ありませんが、一切ございません。今後十分に検討したいというふうに思っております。

以上です。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（落口久光）** まず、保育士の不足の件、必ずこういうところではお話を伺うんですが、結構どの園も深刻な状況をずっと続けて迎えているということで、具体的に何かあればやっているんでしょうけれども、さらに何か検討するべきではないかと思っているんですが、その辺のお考えについてコメントをお願いいたします。

**○子育て支援課長（福森ひとみ）** 現在の保育士の状況ということで、本市におきましては、令和4年4月より厚生労働省基準で言いますところの待機児童というのは、本年も含めましてゼロということになっております。

ただしながら、4月以降の年度当初の入所に関しましては、どうしても保護者の方の出産、それから育児休業明けの職場復帰や就職などによる申込みがありますので、そういう施設での受入れのためには、当然保育士が必要になってくるということになります。

市内の保育所、認定こども園等における現在の状況につきましては、途中入所の受入れに係る保育士の確保、また最近では新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、家族や保育士の罹患やそういう濃厚接触となって勤務ができないことでの代替りの保育士が必要となるなど、園児の安心安全な保育を行う上でも、保育士の確保は重要な課題ではあると認識しているところです。

そのようなことで、市内の施設のほうに、ちょっと保育士の充足に関しての調査をいたしまして、9月時点で保育士が不足していることで、利用定員に達していない施設が10の施設がございました。

その施設に一応調査しました内容としましては、どれぐらいあと保育士が必要かというところを確

認しましたところ、24名ほどの保育士が必要であるという回答でした。

内容としまして、ハローワークや養成校で求人を出すけれども応募がないですとか、新卒者は市外や県外に就職する方が多い、また、潜在保育士として一度職を離れた方などが、また復帰されるケースもあるんですが、そういう方は家庭の事情などで短時間の雇用を希望される方が多いということで、各施設におかれましても、保育士の確保には大変苦慮されているという状況があることが分かっております。

本市としまして、昨年より鹿児島県の保育士人材バンクのほうに登録をしておりますので、そちらのほうの活用を各施設にさせていただいたりですとか、今年度、市独自事業をリニューアルしまして、市内の保育所等に4月以降、新たに就職された新卒者や先ほどの潜在保育士の方が、6か月以上の勤務経験をされた常勤の保育士に対しまして、勤務地が本土地域の場合は一人20万円、甬島地域では30万円を直接支給する保育士就職支援金交付事業を創設しておりますので、そちらの事業の御活用いただいたりとか、保育士確保の支援にこれからも努めていきたいと考えているところです。

また、この保育士の人材不足は、全国的な状況でもありますので、これまで保育士の負担軽減や離職防止を図るための保育支援者の配置に係る保育体制強化補助金や保育補助者の経費を補助する雇い上げ強化事業補助金など、国県の補助事業も行っておりますので、今後も保育士確保の支援策については研究していきたいと考えております。

**○委員（落口久光）** いろいろ策を講じられているのはよく分かりました。

あと、ちょっと気になるのが、仕事に就いて20万円とかという一時金的なものでいくのか、毎月の家賃補助的などで、勤められている期間という限定はしていても、3年間補助しますとかっていうのがあると、その分は結構安定してそこら辺の補助を頂けるといえるのがあると、そういう職に就きやすいかなという気もしますので、そういうところも併せてちょっと確認、検討していただきたいということと、あと補助員さんとかで穴埋めをという話もあるんですけども、なかなか定着がという話と、一部のところではパートとか時

間で働いている方々が、一部ちょっと本当はフルで働きたいと言っているけど、なかなかフルタイムのほうに変えてもらえないという話も伺っていますので、そこら辺の実態も併せて確認いただければと。

もしかしたら、それでプラスになる方々がいらっしやるかもしれませんので、その現場の実態のほうも確認いただければと思います。

**○子育て支援課長（福森ひとみ）** そうですね、いろいろ各施設さんからの御要望ですとか御相談とかも受けておりますので、そちらにつきましても検討をさせていただきたいと思います。

**○委員（落口久光）** すみません、もう一点。今のニュースなんかでも言われる、今朝も朝の報道でも言われていたようなバスの置き去りの事案の件で、気になるところはもうどの全国でも同じだと思うんですが、本市の実態とかはどういうふうになっているのか、どういう対策になっているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

**○子育て支援課長（福森ひとみ）** 本市におきましては、主に認定こども園、幼稚園さんのほうでの送迎バスの利用というのがございます。

今回、保育所、幼稚園、認定こども園等における安全管理についてということで、昨年7月にも福岡県でも発生した事案がございまして、その際にも国のほうより安全管理の徹底についてという文書が発出されてございまして、全ての各施設のほうにお示しして、周知徹底を図ってきたところがあります。

それにもかかわらず、今回また再度このような事案が発生しましたので、本市としまして大変残念と考えておりますし、今回の事案も踏まえて、また国県を通じて、再度、また周知の依頼がございましたので、速やかに各施設への周知を行いまして、業務の点検を再度行っていただけるようにということで周知のほうをしたところがございます。

**○委員（落口久光）** まさに今朝のテレビでも、その園もアプリを使って、登園とかまだ来ていないとかの確認をするようになってはいるけれども、実際ちゃんと活用されていなかったとかいうようなコメントがあって、気にはなっているんです。

実は、本市のそういう園でも、そういうアプリをよく使っているというのは私も耳にしているん

ですけど、親御さんは連れていったけれども、預けてそのスイッチを押していないとか、園のほうはその押していないをおかしいと思ったり、来ているはずの子がいなかったりというところの確認の状態ができていないというのが発端になっているそうなんですけど、本市のそういうアプリを使っているところの施設で、そこら辺をきちんと管理できているかどうかの確認というのは取れているか。もしくは、多分今後取っていく必要があると思うんですけど、今年度についての考えを聞かせてください。

○子育て支援課長（福森ひとみ）入退管理のアプリのことかと思います。そちらにつきましては、市内の施設のほうでは大分使っているところは多いということは認識しておりますが、そのこの管理の部分につきましては、ちょっとこちらのほうでは特に把握はしておりませんので、また今後、そちらにつきましても、今回の件も受けまして、ちょっと調査等も管理のほうにつきましてもさせていただきますというふうには考えてはおります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと思われ  
ます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

#### △保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保険年金課の審査に入ります。

---

#### △議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止して  
おりました議案第80号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

保険年金課分は、下段からになります。

3款1項4目国民年金費及び37ページを御覧  
ください。

4款1項5目国民健康保険対策費につきましては、人事異動等に伴う職員給与等の減額に伴う補正となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました  
が、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を  
行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、所管  
事務調査につきまして御説明をいたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

後期高齢者医療制度における医療機関での窓口  
負担割合の見直しについてでございます。

被保険者が、医療機関等を受診した際、窓口で  
お支払いいただく自己負担割合は、これまで1割  
と3割の2種類でございました。しかし、令和  
4年10月1日から、自己負担割合に2割が加え  
られることとなりました。

現行の1割負担の方の中において、一定の所得  
以上の方が2割負担となるものでございます。

次に、1番、見直しの背景といたしましては  
3点ございます。

要点を申し上げますと（1）が医療費の増大に  
伴うもの、（2）が世代間の不平等の解消、  
（3）が制度の今後の安定的な運用という理由が  
背景となっております。

次に、見直しの要件につきましては、細かい基  
準等が記載されております。

次に、3番目です。見直しに伴う配慮措置とい  
たしまして、今回2割負担となった被保険者対  
して、外来受診に限ってですが、施行後3年間、  
一月の負担増分を最大で3,000円以内に抑え  
る措置が講じられることとなっております。レセ  
プトの内容確認により3,000円を超えた分につ  
きましては、保険者より支払いがされるという  
こととなっております。

次に、7ページを御覧ください。

4番、今後のスケジュールでございます。過ぎ  
てしまったんですが、令和4年8月31日を基準  
日といたしまして、2割負担の負担の対象者を  
データ上抽出いたします。そして9月8日に、本

日ですが、2割負担となった方を含めた全被保険者へ改めて被保険者証を送付いたしたところでございます。

そして、先ほど説明いたしましたとおり、10月1日より、医療機関等での新しい負担率による窓口負担が開始をされることとなっております。

参考資料といたしまして、2割負担の対象になります対象者数、法改正の経緯並びに窓口負担割合の変更に伴います周知・広報の結果や予定を示しておりますので御参照いただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第72号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第72号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）議案つづりは72—1ページです。

初めに、国民健康保険税の算定方式の変更等について、保険年金課長から説明いたします。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、私のほうより、今回の国保税改正に至った県の方針や市の現状、国保運営協議会での協議内容を踏まえました経緯等につきまして、生活福祉委員会資料の別冊により御説明をさせていただきます。

資料別冊の2ページを御覧ください。

国民健康保険税算定方式の変更等に係る経緯でございます。

最初に、国保財政の経緯でございますが、本市の国民健康保険税率につきましては、平成22年度の改正を最後に、現行の保険税で今日まで運用

してまいりました。平成30年度より国保財政運営の責任主体となった鹿児島県で、平成29年11月に作成いたしました鹿児島県国民健康保険運営方針において、令和5年度に国民健康保険税算定方式の県内統一、その後の保険料水準を統一する方針等を示しております。

平成22年度以降、本市は国民健康保険税の税率を維持してきたものの、被保険者数の減少、または医療技術の高度化等による一人当たりの医療費の増加等を要因とし、厳しい財政状況が続いておりました。その状況を国民健康保険基金を取り崩すなどして対応してきたところでございます。

今回の改正は、本市の現行の国民健康保険税算定方式が4方式であることから、3方式へ変更し、併せて税率を改正し、関係条例の改正等を行うものでございます。

次に、2、本市の現状でございます。

本市の国民健康保険被保険者の状況は、記載のとおり推移しているところでございます。被保険者数は現在、約1万9,000人、うち前期高齢者が1万人となっております。なお、記載しておりませんが、世帯数は約1万2,000と考えております。

下の表は、現行の保険税率と賦課限度額を記載したものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

令和2年度の決算を基に、国保財政の構造を図で表したものでございます。

少し、詳しく御説明させていただきたいと思っております。

まず、歳出です。決算額約112億円のうち、県の納付金が27億円、保険給付費が82億円、保健事業費1.4億円、その他経費が1.6億円となっております。歳出につきましては、毎年度、県への納付金と、医療費に当たります保険給付費が、大きく変動する主な経費となっておりますのでございます。

次に、歳入の決算額も歳出と同じく約112億円となっておりますが、歳入決算全体から、一般会計からの法定内繰入金と、公費を差し引いた分が、被保険者の保険税で納めるべき額となっております。

表に記載のとおり、保険税で集めるべき金額は、令和2年は20億円でございます。その20億

円の内訳は、左から、国保税15億円、基金繰入3億円、繰越金1.4億円、その他0.6億円となっております。本来でしたら、被保険者から徴収いたします「保険税」と、前年度からの「繰越金」と返納金等の「その他」の合計額で補うものでございますが、それらの合計額が17億円であったことから、不足をいたします3億円の補填を、国民健康保険基金を取り崩し、充当し対応したのが、図のほうでも確認できると思います。

ここ数年、歳入不足につきましては、基金等で補填して運営を行っておりますが、今後、このような対応が続けられるかなど、先行きを考えますと、国保税自体の見直しを行わなければ抜本的な改善はできない状況であるということは、御理解頂けたと思います。

次に、3、薩摩川内市国民健康保険事業の運営に関する協議会の経緯についてでございます。

今回の税率改正においては、薩摩川内市国民健康保険事業の運営に関する協議会——法定協議会でございますが——において、表に記載のとおり、4回開催する中において、本市国民健康保険事業の現状報告、今後の財政見込み、適正な税率等について協議を重ねてまいったところでございます。

表に記載のとおり、協議会を開催いたしております。まず、国民健康保険税算定方式の改定についてを議題として、次の開催時には、新しい賦課方式による試算や基金の推計について。次の開催時には、被保険者への負担軽減措置等についてを議題といたしまして協議を重ね、様々な御意見を頂いたところでございます。

協議結果といたしまして、持続可能な国民健康保険事業の運営を目的とし、一般会計から国民健康保険事業特別会計への安易な法定外繰入れ等は、原則、行わない。また、新たな税率については、県が毎年公表いたします標準保険料率を基に、被保険者への急激な負担を軽減するため、令和5年度から新税率を直ちに導入するのではなく、令和7年度まで、3か年をかけまして、段階的に税率移行するよう経過措置を講じるなどがございまして、新税率の算定においては、十分慎重な取扱いをするよう御指摘を頂いたところでございます。

続きまして、協議の際に使用した資料を基に、細かい数値を用いながら協議内容の御説明をさせていただきますので、4ページのA

3の資料を御覧ください。

説明が細かくなりますが、よろしく願いいたします。

標準保険料率等の推移と税率案についてでございます。

県は、県全体の医療給付費を推計し、一人当たり保険料必要額を県全体と市町村ごとに算定いたしております。

表の中段、黄色の行を御覧ください。本市の一人当たり保険料必要額を記載しております。

「H30本算定」では9万5,595円ですが、「R2本算定」におきましては11万2,914円、直近の「R4本算定」では10万2,846円で、毎年度ごとに増減がございまして、表の右側の3列に3か年から5か年の複数年の平均値を示してございますが、本市の一人当たりの保険料必要額は、5か年平均値では10万2,482円、4か年平均では10万4,204円、3か年平均値では10万4,627円となり、5か年平均値が「R4本算定」数値と一番近い数値となっております。

次に、オレンジ色の行を御覧ください。県が示します納付金(A)を記載しております。

納付金は、県が、翌年度の保険給付費等を推計した上で、それぞれの市町村の医療費水準や所得水準等を基に算定し、納付金の額を決定しているものでございます。

今年度、「R4本算定」では、23億4,638万9,280円を県に納めることとなっております。「R2本算定」においては27億835万3,376円を納めており、5か年平均、4か年平均、3か年平均の結果を見ますと、毎年およそ24億円を超える金額を県に納めている状況でございます。

次に、水色の行を御覧ください。基盤安定負担金等の公費(B)を記載をいたしております。

こちらは、低所得者に対する、保険料軽減分などに対する公費の補填分の金額でございまして、令和4年度は、約7億6,000万円を収入見込みとしております。平均値で見ましても毎年およそ7億円程度を公費の補填分として、国、県、本市一般会計から、法定内繰入を行っているところでございます。

次に、その下の赤い色の行を御覧ください。国

保税として集めるべき額を記載しております。

この金額は、「納付金（A）」マイナス「公費（B）」で計算した額が記載をされております。

令和4年度は、15億8,576万9,280円を見込んでおります。令和2年度の決算額は、19億3,529万2,862円でしたので、その差およそ3.5億円と、大きな開きがあることが分かると思います。

今後、国保税として集めるべき額は、毎年増減いたしますが、複数年平均で約16億円から17億円を推移すると見込んでいるところでございます。

次に、下段の表、税率案について御説明いたします。

県が公表する標準保険料率は、上段の表のとおり1円単位で示されておりますが、現行税率に鑑み、均等割と平等割を100円単位に調整した数字で記載をしております。

直近の「R4本算定」の数値をア、5か年平均をイ、4か年平均をウ、3か年平均をエとしております。

下段の右の表、ピンク色の部分です。現行税率の応益割額は7万2,500円ですが、左の表のイの応益割額は9万2,000円で、その差は緑色の部分に記載のとおり1万9,500円、ア・ウ・エの応益割額と現行税率との差額につきましても平均で同額の1万9,500円でございます。

県が示します標準保険料率は、国民健康保険制度自体が被保険者全体で支え合うことが基本の制度であるため、応益割分を引き上げる考えが一般的でございます。

次に、5ページを御覧ください。税額改定後の国民健康保険基金の推移を折れ線グラフで表したものでございます。

上段は、令和5年度に1回で保険税を見直した場合のグラフでございます。

直ちに税を見直した場合、アのグラフは、令和9年度には基金が枯渇する見込みとなり、イのグラフは、基金が僅かに減少する程度となります。ウとエのグラフにおいては、余剰が見込まれるため、僅かですが基金が上昇したのとなっております。

結果といたしまして、イ、ウ、エのグラフは、基金保有額が現行の3億円程度を維持できる見込

みとなっております。

次に、下段は、令和5年度から令和7年度まで段階的に保険税を見直した場合のグラフでございます。

段階的に見直した場合、四つのパターンをもとに、見直し1年目は基金が大きく減額することは同じなんですけれども、アのグラフは、2年目以降も減額幅が大きく、令和7年度には基金がゼロ、枯渇する推計となり、イのグラフは、2年目以降は減額幅が小さくなりますが毎年減少していきま。ウとエのグラフは、2年目まで減額となりますが、3年目以降、僅かですが増額となっております。基金保有額は1億円程度になる見込みとなりました。

基金残高の詳細につきましては、資料の7ページのほうに記載いたしておりますので、御参照ください。

次に、6ページを御覧ください。

税率改正に伴う世帯例モデルについて御説明いたします。

国保税の算出においては、世帯構成や世帯所得等により個別に違いが出ますので、一般的な四つのモデルケースにより、資料は作成いたしております。

表の左側の区分、ナンバー1と2は年金で生活をしている高齢者世帯、3と4は現役世代の世帯のモデルケースによる試算をそれぞれ記載いたしております。

1と2の世帯モデルでは、2割軽減世帯、5割軽減世帯と記載しておりますが、法律に基づき、税率が自動的に軽減される低所得者世帯となっております。表では、賦課されるべき額から軽減された後の税額を記載しております。

3と4の世帯モデルでは、軽減措置のない世帯で、3が一般的な課税世帯。4は、国保の中で、いわゆる所得の高い世帯という設定で4番を設定しております。

協議会ではア、イ、ウ、エの全てのケースによる協議を行っておりますが、今回、イのモデルの詳細を主に御説明させていただきたいと思っております。

まず、イー1は令和5年度、イー2は令和6年度、イー3は令和7年度の見直し後の税額を示したもので、年額の比較と、1期当たりを比較したものでございます。

なお、国保税は、薩摩川内市におきましては、納期が8期となっております。

ナンバー1のモデル世帯は、令和4年度の現行税率での税額と比較いたしますと、令和5年度は、年額2,000円の減額で、1期あたりは200円の減額、令和6年度は、年額7,500円の増額で、1期あたりは900円の増額、令和7年度は、年額1万6,900円の増額で、1期あたりは太枠内2,100円の増額となっております。

なお、太字の1期あたりの比較の欄の括弧書きにつきましては、前年度との比較の金額を記載しております。見直し1年目の令和5年度は前年度より減額、見直し2年目の令和6年度は前年度より1,100円の増額、見直し3年目の令和7年度は対前年度より1,200円の増額となっております。

同じように、各区分におきましては、完全移行後の令和7年度の数値で申し上げますと、ナンバー2のモデル世帯は、1期あたりは太枠内2,100円の増額となり、対前年度で700円の増額となります。

ナンバー3のモデル世帯は、1期あたりは太枠内7,700円の増加となり、対前年度で3,100円の増額となります。

最後に、ナンバー4のモデル世帯は、1期あたりは太枠内8,700円の増額となり、対前年度で2,900円の増額となります。

世帯例、モデルケースの結果、現行税率と、新税率に完全移行する3年後の数値との増減額につきましては、ナンバー1とナンバー2のモデル世帯で、1期あたりで申しますと2,100円、年額で申しますと約1万7,000円の増額となります。また、ナンバー3と4のモデル世帯におきましては、1期あたりで申しますと7,700円から8,700円、年額で申しますと6万2,000円から7万円の増額という結果となったところでございます。

次に、8ページを御覧ください。

調定額と医療費実績について記載いたしております。

令和2年度決算ベースではございますが、薩摩川内市における一人当たりの調定額と一人当たりの医療費について、県内19市との比較をランキ

ング形式で示したものでございます。

一人当たりの調定額は19市中16位、一人当たり医療費は19市中6位となっております。

この結果の意味するところは、現行の保険税額は、医療費実績に見合う分徴収できていないというところであり、薩摩川内市の保険税は実態より低い設定となっているということが御理解いただけたと思います。

以上が、今回の税率改正に至った経緯でございます。

協議内容を総括いたしまして、イのパターンに基づき、諮問案を作成することといたしました。

9ページ、10ページには、諮問書の写しが添付してございます。

次に、11ページは答申書の写しですが、諮問案を原案のとおり御承認いただいたところでございます。

**○税務課長（山口隆雄）**ただいま保険年金課長が説明しましたとおり、今回の国民健康保険条例の改正は、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づきまして、国保税の算定方式を変更するとともに、安定した事業運営を図るため、国保税に係る所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率を改定することとしたものです。

委員会資料の13ページになりますが、保険年金課の説明と重複する部分もありますが、御了承願います。

4の税率の改正内容では、改正前と改正後の税率を表にしております。「薩摩川内市国民健康保険事業の運営に関する協議会」からの答申に基づきまして、令和5年度から令和7年度までの3年間で税率を段階的に調整することとしました。

次の14ページの5の表につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割ごとに税率を年度別で比較をしております。

各表の下段に参考で全区分の計を出しておりますが、参考としておりますのは、介護分につきましては、40歳から64歳までの介護保険第2号の被保険者のみの課税であり、全被保険者対象ではないためであります。

全区分の計の令和4年度と令和7年度を比較しますと、所得割が0.53%の減、資産割は廃止です。均等割、これは人数割になりますが、1万8,100円の増。平等割、これは世帯割になり

ます、これが1,400円の増となります。

6の表は、現年度分課税額合計の推移です。

7には、現年度分の国保税の収納率の推移を出しております。

なお、今回の条例改正では、資産割に係る条項を削除するため、改正後の各条項の条番号と、国が示します国民健康保険税条例の例における3方式の場合の条番号が一致するよう、各条項の条番号を変更することとしました。

条例の施行期日は令和5年4月1日としております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** この改訂は、段階的ですが、しかし、令和7年になると、以降はもう同じなわけですから、例えば所得割は13.5%から12.9%なのでマイナス0.53%と。均等割と平等割は1万8,100円と1,400円と、こう上がっているわけですね。

だから、結局、所得割がマイナスであるわけだから、同じ家族構成であるならば、所得割が低くなるわけですから、先ほどの表で、参考資料の3のところを見ると、例えば現役世代で、「主が1名」「員4名」って、家族構成は同じなんですよね。で、世帯所得が263万から512万に上がっているわけだから、そうすると、同じ家族構成で所得が大きくなった人の国民健康保険税というのは、マイナスになるわけですか。その辺がちょっと、もう少しよく分からないんですよ。

マイナスになるんですか。同じ家族構成で、所得が大きい人のほうが……、低くなるっちゃうか。ちょっとその辺がもう少しよく分からないので、御説明をお願いします。

**○保険年金課長（山元 茂）** 御質問に対する回答になるか分からないんですが、3万円の所得の低い世帯が4万の所得の世帯——所得が高くなっているのにマイナスになっているということだと、そういう御意見でよろしいですか。

[「いや」と呼ぶ者あり]

**○委員（井上勝博）** 所得税率が3年後にはマイナスになるということは、所得に応じてパーセント掛けるわけだから、それは所得が大きくても所得が、所得割がマイナスになるわけだから……、

所得割が、所得が大きい人のほうが、税金を、マイナスになるということになるのかなと思って。ちょっとその辺がですね、マイナスになるという意味はどういう意味なのか。所得割がですね。

**○収納課長（国分 修）** この14ページの参考としましたところで出しているんです——おっしゃっているんですが、医療分につきましては、8.50から8.54と、まあ若干上がっていると。支援分については、非常に小さい率なんですけど、2.40から2.38に、若干まあ税率は下がっていると。

介護分につきましては、非常にちょっと大きいんですが、先ほど申し上げましたように、介護分につきましては、その40歳から65歳までの方にだけ課税がかかるということで、それ以外の人たちにはまた、課税もかかりませんので。これは、その参考としましたけれども、0.53%というふうに、全体を足しますとそうなるんですが、そう大きくその所得割分が率でその金額的な部分でも相当変わるというふうには考えていないところです。

**○委員（井上勝博）** 同じ家族構成で所得が増えても、税率はそんなに——国保税はそんなに、変わらない、というふうに考えていいんですか。

**○収納課長（国分 修）** 今回の改正につきましては、まず均等割、平等割が、増えております。特に均等割なんですけど。

なので、所得のほうには相当あまり大きな影響はないとは思いますが、結局、所得が低い世帯については7割、5割、2割の軽減がかかるんですが、ある程度の所得がある人で軽減がかからない人は、この均等割がそのまま、増額、増税となりますので、その割合につきましても、軽減のかかっている世帯というのが国保で非常に多いんですけど、7割、5割、2割と軽減がかかっておりますので。その辺で調整をしているというような、先ほど保険年金課長も申し上げましたけれども、国保のその相互扶助という観点から、全体でこれを負担していただくということで、所得のある人については均等割分がもろ——「もろ」という言い方あれですね、全額かかるというようなことで計算を出しております。

**○委員（井上勝博）** 所得割は、全体としてマイナス0.53%になるということだから、所得の

大きい人ほど、あまりその影響はないというふうに、まあちょっと思えるわけですね。

ただ、家族の構成が変わると、例えば赤ちゃんが一人生まれるとですよ、どんと、上がってくるということになるので、相互扶助で、みんなで支えるというんだったら、所得の大きい人が、やっぱりそれなりの負担をすると。赤ちゃんが生まれると負担は軽くするとか、そういうふうな考え方をせんとですね、少子高齢化ということでは言われているわけだから、子どもをたくさん持つ家庭こそ優遇するように、今いろんな、あるんだけど、国税保について限って言えば、家族が多ければ多いほど、この負担が大きくなるというふうなことになっているように見えるわけですね。そういうふうに見えるのは、私がちょっとおかしいのかなと。どうなんだろうかとということなんですよ。

**○収納課長（国分 修）** 法の改正等もございまして、未就学児までの応益割については、軽減がかかっている世帯も全てもう半額——50%の負担ということにもなっております。

それと、これはいろんなケース・バイ・ケースなんですけど、家族が多いということで、逆に、そのことで軽減がかかる世帯もあります。その可能性のほうが高いということです。所得がそこまで高くなければです。

ですので、我々としましては、先ほどから申し上げますように、どちらかというとならば平等な負担をお願いしたいということで、運営協議会のほうに諮りまして、これでいいだろうということで答申を受けたところでございます。

**○委員（井上勝博）** 赤ちゃんが生まれた場合というのは、たしかに、所得での軽減というのが引かかるところが出てくるから軽減される、そこがちょっと私も本当よく分からないところなんですけれども。

ただ、所得が大きい人は、それなりの負担が増えて、均等割、平等割というのは低く抑えるべきだったのではないかなというふうに、思うんです。そこら辺のバランスという点で、どうもちょっと、本当にこれが公平なのかな、この相互扶助ということになってんのかなというのが、どうしても、何か納得できないという感じなんですけど。

実際、その同じ所得で、例えば赤ちゃんが生まれていって、家族が増えていった場合に、どこか

らが軽減で逆に負担が減るとかっていう試算が、あればいいんですけど、この表を見ていると、そこら辺が見えないんです。本当に、公平なんだろうかなというふうに、疑問に思うところがあります。そこは、疑問に思うほうがおかしいのかどうか。おかしいのでしょうか。

**○保険年金課長（山元 茂）** 国保のその税率の話になって、今、そういうお話になっているんですけど、ここのその税率変更に基づいたものというのが、県の負担金——求められる負担金ですね、医療費等に、実績に基づいて求められる負担金に対して、対応できないということで税を上げているわけなんですけど、県のほうのその負担金の捉え方、算定の仕方というところにも、当然、応能・応益という部分の取扱いがございまして、全国、基本的には5対5というのがベースなんですけど、鹿児島県自体が、やっぱり所得の低い方が多いということがございまして、一般的に6対4というような率でですね、国保税率もしております。

ですので、そういうことも踏まえた上で、数値をはじき出しておりますので、薩摩川内市独自でその均等割、平等割のほうだけはするとか、そのような形の算式のほうに持っていきたい気持ちはもう十分理解できるんですけども、そこ辺も踏まえた上での算定結果ということで御理解いただきたいと思っております。

**○保健福祉部長（小柳津賢一）** 補足になるかどうかは分かりませんが、私からも。

今、井上委員から言われて、おっしゃられているのは、要は、高い所得の人から何で取らないんだという話だと思います。

我々も、実は、この部分、その高所得層の方からその所得に応じた、いわゆる応能割ですね、今ちょっと応能・応益の話を課長がいたしましたけど、能力に応じた、所得に応じた負担をしていただきたいという考えは、ないわけではないです。ただ、国の法律のほうで、高額所得者には限度額のキャップがかかってしまっていて、一定程度以上のその部分について、はもう負担が一切なくなってしまうという部分があって、そこをですね、実は、県の市長会を通じて国のほうに、高額所得のその限度額制度を見直してほしいという話はどういう例年から要望しているんですけど、今年もちょっと改めて、議題に取り上げる形で。ついこの間

8月に県の市長会があったんですけれども、田中市長のほうからも強く要望していただきまして、そののやっぱり、何ていうんでしょう、井上委員が恐らくおっしゃりたいと思うような、所得に応じた、逆の、不平等みたいなやつをですね、できるだけ取り得るような制度改正を国においてしてほしいというのは、しております。

あと、一つだけちょっと申し上げておきたいのは、先ほど保険年金課長が冒頭御説明した参考資料の3の数字なんですけれども、特に、世帯の3と4ですね、1、2もそうなんですけれども、実際、昨年度の国保税を頂いたその生の世帯の数字を使った試算でございまして、この中に未就学児が何人いるのか、そこまではちょっとしてないんですけれども、そういった、先ほど税務課長からもありましたけど、7割、5割、2割の現に所得の軽減措置がかかっている部分、それから未就学児の更なる5割軽減負担等も含めて、そのところに異動がない前提で、しかも、その昨年度の所得賦課の状況に応じた所得が変わらない状況で、3年後にはどうなるかというふうに試算をして。

世帯ごとに、税額、全然違います。先ほど来から御指摘頂いているように、年齢構成ですとか、その世帯によって、場合によってはその所得が年度ごとに大きく変わるような事業、農家の方とか、そういう方は年度ごとに所得が変わったりすることもありますので、そういった部分があるんですけれども、一応、年金世帯と現役世帯、実際に令和3年度の賦課の生のデータから、固有名詞は伏せる形で抽出いたしまして、それが単純に継続されたときにどうなるかというふうな試算値を示したものが参考資料3でございまして、ちょっとそこは誤解を生じないように補足をさせていただきたいなと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）議案第72号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

一般質問でも取り上げましたけれども、今回は4方式から3方式に変えるということから、1億円の不足をどうするかということで改定がされるという中身になっていて、国保加入者の何か、国保加入者の医療費が一人当たりが大きく増えてきているとかということではないわけですね。

だから、これはあくまでも、4方式から3方式に移すということによる負担、負担が増えるということになるわけで、それは、やっぱり行政側で負担すべきものであって、それを国保加入者の負担にすべきじゃないという考えは私は正当だと思っておりますので、反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで、討論を終わります。

採決します。採決は、起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○収納課長（国分 修）歳出予算に係る補正予算について御説明いたします。

予算に係る説明書の28ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費の減額は、4月、7月の人事異動等に伴う職員給与費の補正であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑

願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第80号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑を全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。当局の皆さん、大変御苦勞さまでした。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てが終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任頂く、頂きたいと思います。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合、その手続を委員長に

一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達